

令和元年第6回坂町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 令和元年6月6日(木)
2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場
3. 開 会 (開 議) 令和元年6月10日(月)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員(12名)

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 1番 尾 崎      光 君 | 2番 安 竹      正 君    |
| 3番 光 岡 美 里 君    | 4番 主 枝 幸 子 君       |
| 5番 奥 村 富 士 雄 君  | 6番 柚 木      喬 君    |
| 7番 出 下      孝 君 | 8番 瀧 野 純 敏 君       |
| 9番 大 田 直 樹 君    | 10番 中      雅 洋 君   |
| 11番 中 川 ゆかり 君   | 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |          |              |
|----------|--------------|
| 町      長 | 吉 田 隆 行 君    |
| 副 町 長    | 財 満 芳 洋 君    |
| 教 育 長    | 太 田 耕 樹 君    |
| 技      監 | 荒 木      勲 君 |
| 総 務 部 長  | 新 木 之 博 君    |
| 民 生 部 長  | 中 村 政 愛 君    |
| 教 育 次 長  | 河 本 和 彦 君    |
| 総 務 課 長  | 藤 本 大 一 郎 君  |
| 企画財政課長   | 車 地 孝 幸 君    |
| 税務住民課長   | 大 畠 英 司 君    |
| 民 生 課 長  | 宮 本 隆 一 君    |

|            |           |
|------------|-----------|
| 保険健康課長     | 増 木 梨 江 君 |
| 環境防災課長     | 窪 野 稔 君   |
| 産業建設課長     | 本 家 正 博 君 |
| 都市計画課長     | 西 谷 伸 治 君 |
| 学校教育課長     | 新 谷 裕美子 君 |
| 生涯学習課長     | 福 嶋 浩 二 君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 吉 原 修 君   |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-----------|
| 議会事務局長 | 西 谷 信 樹 君 |
| 主 事 | 秦 正 憲 君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|       |         |                      |
|-------|---------|----------------------|
| 日程第 1 |         | 「一般質問」               |
| 日程第 2 | 発議第 3 号 | 「総合計画調査特別委員会の設置について」 |

追加日程

|       |          |                                 |
|-------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1 |          | 「閉会中の継続調査について」                  |
| 日程第 2 | 議案第 33 号 | 「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意<br>について」 |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前 10 時 00 分)

○議会事務局長 (西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長 (西谷信樹君) 御着席ください。

○議長 (川本英輔議員) 改めまして、おはようございます。定例会も 1 日おくれとな

りましたけれども、先般の大雨警報による避難勧告が発令されまして、聞くところによると、避難所での対応とかいろいろ課題が出ておるようでございますけれども、これからが梅雨の本番でございます。それぞれしっかりと検証しながら、住民のために何ができるかということをしつかりと務めていただきたい、このように考えております。

また、被害もなかったという報告を受けております。

ただいまの出席議員は12名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から13問の質問事項が通告されています。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までとします。

4番主枝幸子議員から「災害公営住宅に入居される被災者への支援策について」質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「災害公営住宅に入居される被災者への支援策について」お伺いします。

災害公営住宅整備については、当初、全体で60戸の予定でしたが、最終的に小屋浦地区に約30戸以上、坂地区周辺に約50戸以上、全体で85戸を今年度末までに整備していく予定とのことですが、仮設住宅、みなし仮設住宅等からの入居に当たり、また生活環境が変わります。入居前の不安、入居後の不安、いろいろな課題を抱えながら入居される方々が、一日も早く希望する生活ができ、安心して暮らせるためにどのように行政がかかわっていくのか、町当局のお考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害公営住宅に入居される被災者への支援策について」お答えをいたします。

昨年の7月豪雨災害で被災された方の見守り、相談支援等につきましては、生活再建と地域づくりを、皆様に寄り添い、ともに考え、支援するために、坂町地域支え合

いセンターを設置をし、社会福祉士、看護師等の専門職が被災者の皆様を順次訪問させていただいております。

その訪問やお電話等でお困り事やお悩み、御質問等を伺い、それぞれの課題に応じて各関係機関等につなげ、課題の解決に向けた支援を行うほか、心のケアにつきましても、町保健師や広島県こころのケアチーム等が連携をし、継続した訪問支援を行っているところでございます。

御質問の、災害公営住宅に入居される被災者への支援策についてでございますが、一番は、新たな居住場所となる災害公営住宅で暮らすこととなる被災者の方の御不安やお困り事の相談等、現在も行っております支援を継続することはもとより、地域のコミュニケーションづくり等にも取り組んでまいります。

被災者の皆様には一日でも早く安心してお暮らしいただけるよう、行政、地域支え合いセンター、関係機関等との連携を密にし、継続した支援を行ってまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 被災者の方に対しての見守り、相談支援は行政、地域支え合いセンター、こころのケアチーム等が連携して支援されており、これからも災害公営住宅に入居される方も含め、継続した支援を行っていただきたいと思っております。

その支援の中で、答弁にもあった地域のコミュニケーションづくりについて伺います。

災害公営住宅へ入居される方を含め、住みなれた地域とは異なる生活環境で新たなコミュニケーションづくりの支援をどのように行うのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

新たなコミュニケーションづくりの支援ということでございますが、やはりさまざまなコミュニケーションがあろうかと思っております。災害公営住宅は被災された方が被災してない地域へ入っていかれるということもございますので、その地域での被災された方とされてない方、こういった方のコミュニケーションづくりも必要かと思っております。

また、同じ地域には住まれたといたしましても、御近所関係が変わるなどいろいろな変化が伴ってまいります。こういったことを現在行っております関係課との連携会

議、また、今まで災害地域でボランティア等で活動されてこられましたそういった関係者の方にもどういった課題があったのか、どういった問題があったのか、どのように解決されたのかということを経験しながら、これを坂町に置きかえて、被災者の方が一日でも早く安心してお暮らしいただけるよう、引き続き、取り組んでまいります。

御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 目配り、気配りの支援をよろしくお願いいたします。

次に、地域支え合いセンターの運営について伺います。

坂町復旧・復興プランの素案では、地域支え合いセンター運営事業は令和5年度までの運営となっておりますが、これまでの他の県であった災害の支援を調べましても、あと5年で支援は終わらないと思います。その後の支援はどのようにされるのか、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 増木保険健康課長。

○保険健康課長（増木梨江君） お答えいたします。

ここの支援ということでございます。復旧・復興プラン素案では令和5年までとなっておりますが、この支え合いセンターの仕事というのは5年間では終わらないと考えております。やはり継続した支援が必要となってまいります。今現在、支え合いセンターは県の補助10分の10ということで進めてはおりますが、地域共生社会を目指すこの坂町の中で、支え合いセンターのみならず、包括支援センター、また障害者、こういった共生社会を継続していく中で、この中で被災者の方も、そうでない方も支えていくことが必要と考えておりますので、5年間で、地域支え合いセンター、計画では今のところ終了となっておりますが、この形を変えたもので継続した支援を行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 災害公営住宅での入居仮申し込みには障害がある方、車椅子利用者の方、ペットと一緒に入居を希望される方の生活しやすい環境の整備は考えていらっしゃると思いますが、具体的にどのような配慮をされるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 御質問の件にお答えいたします。

ペット同伴の方、もしくは高齢者の方につきましては、具体的に言いますと、建物におきますスロープの設置、あるいはユニバーサルデザイン、つまり手すりなど、随所にそういったものを設置することとして対応することとしてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） ちょっと質問、ペットと一緒にのほうも、ちょっとこれ、一間に加えないでお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

ペットに関しましても、例えばペットを飼われている方に対して建物を分離するか、そういったような御配慮のほうを、現在、検討しているところでございます。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 次に、住まいの意向調査を数回にわたり丁寧にされております。そこで、災害公営住宅に入居したくても入居条件から外れ、入居できない世帯があれば、何世帯ぐらいあるのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

仮申し込みを行った時点で、災害公営住宅の入居要件に該当しなかった世帯は4世帯でございます。

この4世帯の方につきましては、住宅の罹災判定が床上浸水や一部損壊など、入居の条件となります半壊以上の罹災証明が必要というものに該当しなかった方になります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 今、お聞きしますと、4世帯。何十件もあるわけではないので、何件かの方々の入居の拡充の支援はできないのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅につきましては、災害の発生後から3年後には通常の町有住宅となりますことから、入居要件が定められているために、これに該当しない場合には入居の

ほうはできません。このため、町では町営住宅の空き室などへの入居を御紹介させていただきたいと思います。

また、災害公営住宅の空き室は、災害発生の日から3年後には通常の町営住宅として運用することから、その際には入居募集に御応募いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「横浜西緊急対策事業計画の進捗状況と周知は」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「横浜西緊急対策事業計画の進捗状況と周知は」の件についてお伺いします。

西日本豪雨災害からはや1年が来ようとしています。町は被災者に対し制度に基づいた支援や仮設住宅やみなし仮設住宅、坂町災害たすけあいセンターを設置されるなどケアも行い、土砂災害対策有識者委員会を立ち上げ、検証や支援に向けておられます。現在、災害公営住宅の建設計画も急ぎ進められていることと思います。

ハード面では、災害関連緊急対策事業の説明会を町内各地で行い、横浜西でも平成30年11月6日に広島県西部建設事務所と町により西6441地区の説明が行われました。

最初は、災害関連緊急傾斜対策事業が行われることに対し、喜びと安堵感で満たされていたものの、今は整備箇所の近隣住民の多くが「どこからどこまでが工事されるん」、「どがいになるん」、「図面を見てもさっぱり分からんのよ」などの声が聞かれます。

これから梅雨時期に入り、ますますこのような不安の声が大きくなる中で、県や町の事業計画の進捗状況や住民への周知など、少しでも不安を取り除く施策が必要と考えます。

町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「横浜西緊急対策事業計画の進捗状況と周知は」につきましてお答えをいたします。

先月より各地域で実施しております災害復旧・復興プラン素案説明会においては、

町が施工する災害復旧事業等につきまして、工程計画を住民の皆様にお示しをし、御説明をいたしているところでございます。

さらに、広報さか6月号においても、国、県や町の施工する災害復旧工事等における工程計画や進捗状況をお示しをしているところでございます。

なお、県が実施する西6441地区の災害関連緊急傾斜地崩壊対策事業につきましては、昨年11月に事業説明が行われたところでございますが、補償物件の移転が完了する時期を目途に具体的な工事説明会を行う予定と伺っているところでございますが、早期に工事説明会を開催していただくようお願いをしているところでございます。

今後とも住民の皆様のお不安を取り除けるよう、関係機関における事業の進捗状況の把握、定期的な進捗情報等の情報発信に努めるとともに、早期の工事完成に取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 答弁にありました定期的な進捗状況等の情報発信に努めるとともに、早期の工事完成に取り組んでまいりますとありました。心強いお言葉でした。よろしくお願いをしたいと思います。

そこで、緊急対策事業については、これまで幾度となく、答弁にもありましたとおり、地域説明会を開催され、町民に丁寧な説明を行っていただいたことは承知しております。

横浜西では6月3日に町政地域懇談会が開催され、そのときにも進捗状況等の説明がありました。

その折に、横浜西6441地区ののり面等の工事が5月から、次は8月から、そして今回は11月から12月ごろにとだんだんおくれると不安の声が聞かれました。十分に熟慮していただいた上で、より安全・安心な地域にしていきたいのですが、延期のたびに不安が募る気持ちも理解できます。

さらに工期の延期等がある場合は、何らかの機関を通じて地域住民に対して理由などとともに早急に知らせる体制でいてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの町政地域懇談会を通じまして、多くの住民の方から緊急事業などに関する進捗状況を知りたいという声のほうをいただいております。このため、まず国、県、町の緊急事業の進捗状況や工事の予定につきまして取りまとめ、広報さか6月号の別紙折り込みという形で配布させていただいたところでございます。

今後も引き続きまして、国、県と連携いたしまして情報共有などを行いながら、工事の進捗状況、あるいは支援に関する予定などについても把握し次第、きめ細やかに住民の皆様にお知らせしていくように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） きめ細やかな町民に対しての説明をしていただきたいと思います。

次の質問ですが、さっきの質問でも申しましたとおり、幾度も説明会を開催され、図面で提示や説明をされても、なかなか分かりにくいというのが本当のところ。以前、上条地区の説明会で砂防ダムのイメージ図があったかと思います。それはすごくよくイメージができて、私自身もそれをもらったとき、ああ、こういうふうな砂防ダムになるんだというイメージができました。すごくそれに対してはよかったと思います。

それで、国や県や町の事業にかかわらず、あのようなイメージ図を提示したり、要望がある地域では現地説明会を、現地説明ですよね、現地に向かって、行政や県や国も忙しいとは思いますが、きめ細やかな説明をするのであれば、要望がある地域で現地説明会をその現地で行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

緊急事業などの実施に当たりましては、事業説明、用地境界立会、あるいは受注業者決定後の工事説明会など、事業の進捗状況に応じまして、集会所や現地におきまして地域住民の方に説明を行っているところでございます。

一方で、図面のみを用いた説明では、一般の方ではなかなか工作物などのイメージが付きにくいことも御承知しております。このため、図面などを用いた説明会におきましては、他の類似した工作物施工事例などの写真を使用するなど工夫を行いまして、住民の皆様が分かりやすい説明に努めているところでございます。

今後も分かりやすい説明に努めるとともに、必要に応じまして、国あるいは県のほうにも現地説明会の開催などを促してまいりたいと考えております。

また、国・県工事におきましても、分かりやすい説明を今後も努めていただくよう、同様に働きかけてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 5番奥村富士雄議員から「災害を風化させない「坂町民防災の日」の制定を」について質問願います。

奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 「災害を風化させない「坂町民防災の日」の制定を」の件で質問いたします。

昨年7月の豪雨災害では、坂町は想像を絶する甚大な被害を受けました。現在、復旧・復興に向けた懸命な取り組みとともに復旧・復興プランの素案ができ、各住民協への説明会開催と意見聴取が行われています。

その中で災害を風化させない取り組みがあります。豪雨災害から得られた教訓を未来に伝承し、災害を風化させないための取り組みとして追悼式を行い、追悼施設の設置を検討することとなっております。

4年前の一般質問で「坂町史に学び防災の日制定を」という質問を行いました。国の防災の日が9月1日にあるので、坂町独自としての制定は考えていないとのことでした。

しかし、今回の未曾有の豪雨防災の体験と教訓を永久に忘れることなく、町民一人一人がさまざまな災害について防災意識の高揚に努め、町は町民との協働により災害に対する備えを充実強化し、安全で安心なまちづくりを推進していくことは極めて重要なこととございます。

そのために7月6日を「坂町民防災の日」として制定し、防災の日を中心とした1週間を防災週間として、防災訓練及び町民の防災意識の向上に関する取り組みを行ってはいかがでしょうか。坂町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「災害を風化させない「坂町民防災の日」の制定を」の件についてお答えをいたします。

昨年7月に本町を襲った豪雨災害では、町内各地で想像を絶する甚大な被害をもた

らし、改めて災害の恐ろしさを再認識をいたしたものでございます。

御提案の、7月6日を「坂町民防災の日」に制定をし、防災の日を中心とした1週間を防災週間としてはについてでございますが、本町におきましては、7月6日は犠牲になられた方へ哀悼の意を表し、追悼式を行うことといたしております。これまで9月に台風による大きな被害があったこと等も踏まえ、坂町民防災の日の制定につきましては、町民の皆様の御意見を聞きながら検討をしております。

今回のような痛ましい災害が再び繰り返されないよう、小屋浦地区に災害公園を整備し、災害碑を建立して災害の歴史、教訓を後世に伝承していくための防災教育を進めてまいります。

また、発災時にはみずからの安全を守れる行動ができるように、今後とも住民福祉協議会と連携をし、町民の安全・安心対策に努力をしております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 今年7月6日に追悼式をされるということなんですけども、大体追悼式というのは、やっぱりごく一部の方の出席というような形になると思うんです。私が思うのは、やっぱり風化させないということは、町民全体がそれを意識するということにつながるんじゃないかと思うわけで、その日に例えば各住民協を中心とした避難訓練とか、あるいは、この間もちょっと大阪へ行ったら、防災フェアというのをやっておられました。そういう防災フェアを町全体でやっていくとかいうことで、この日が災害があった特別の日であるということを未来へ伝えていくということは必要じゃないかと思えます。

ただ追悼式だけ、あるいは防災公園として災害碑を建てるいうだけでは、もうちょっと啓発が足りんのんじゃないかと。

坂町はやっぱりよそを見てやろうという姿勢が多いわけなんですけど、坂町が率先してこういうものを制定するということは、今回が特に甚大な被害があったので、ぜひこれをやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 7月6日を防災の日にして、坂町民に広く災害の関係を風化させない、何かをしていったらどうかということなんですけども、まず、今年に限っては追悼式のほうをさせていただいて、これからじゃあ来年に向かってどうす

るかいうのは、またいろんなところの、各住民協ともいろいろな協議もさせていただく中で進めてまいりたいと思いますし、また、学校の現場においては、小学生、中学生を防災の教育を行っておりますので、こちらのほうも継続してしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） 住民の声を聞いてというような声があるんですが、このたびの復興プランは、一応町としての素案を出して、住民の意見を聞くということなんです。この防災の日についても、できたら町でやっぱりある程度企画して、あるいはプランを練ってやっていただきたいと思ひわけ、意見を。

ただ、何とか相談してみるいうんじゃなくて、実はこうこうこうで、風化させないためにはやっぱり防災の日が要るんではないかとか、あるいは防災公園が要るんではないかとか、追悼式が要るんではないか、あるいはそういう記念のを式典をやっぱりやっていく、あるいはイベントをやっていく必要があるんではないかというようなプランを町のほうで出していただければと思ひんです。このプランの中には追悼式は確かにあるんですけども、そういう何か日にちを設定するという記念日ですね、そういうものが必要なような気がするんですけども、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今年度、7月6日はちょうど被災をしまして1年になるわけでありまして、このことにつきましては、やはり多くの住民にも参列をしていただきまして、犠牲者の魂を弔い、また、その中で、今後、こういう災害を起こさないようにする。また仮に、100%ということとはございませんので、起きたとしても、みんな自主的に早く避難をするんだという思ひを確認をするという式典にできればというふうに思っております。

また、災害公園につきましても、これは町のほうで自主的に考えて、財源のほうも確保できるように国とも協議をしながら、今、進めてきておるところでございますので、そこら辺は御理解いただきたいと思ひますし、また今後の、いわゆる7月6日を町の災害の日の指定ということにつきましても、やはりできれば追悼式は、毎年、何らかの形でやっていかなければならないのかなということも思ひもしておりますので、それと連携をしながら、どういうことができるかということをやはり多くの皆さんの

御意見も伺いながら、そういうふうな形に整理をしていきたいというふうな思いも込めて担当課長が答弁したんだというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○5番（奥村富士雄議員） とにかく豪雨災害の教訓ということと、将来にいかんに傳承していくかという中で、やっぱり7月6日は特別な日であるという。今回まあ112年前には7月15日だったと思うんですけども、それも大変じゃったんだろうけども、今となつては、やっぱり直近のこの7月6日というのは、坂町のこの過去から将来に向けてやっぱり特別な日であるということを町民みんなが認識するということが必要、あるいは、ほかでよく町長言われますけども、伝えていくためには、7月6日というものを、やっぱり広島には8月6日というのがありますけども、坂町では7月6日なんだということをぜひ制定していただいて、後世に伝えていくということをやってほしいと。これはやっぱり別にそんなに、条例つくらにゃいけんかと思うんですけども、そんなに難しいことじゃないし、これをやって町民に啓発していけば、これからの防災を考える契機になると思うわけで、ぜひこの分につきましては設置するように検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 具体的な表現はいたしませんけれども、当然、そういう思いも込めての答弁だというふうに理解をしていただきたいと思います。

また、112年前ですか、坂町全体で大きな水害、災害があったわけでございますけども、その折にも小屋浦では44名の方が犠牲になられ、坂でも2名の方が犠牲になっておられるというようなこともございますし、そのことが、もちろん明治40年、大正12年、昭和20年にも類似するような大きな災害があったわけでございます。犠牲者も出したわけでございます。やはりそういう歴史が、今日、忘れ去られておつたということは、非常にこれも極めて残念なことでもありますし、そういうこともまず念頭に置きながら、今、おっしゃったようなことも含めて、多くの皆さんの御意見等もいただきながら、前向きに取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 3番光岡美里議員から「復興支援として子ども支援のさらなる充実を」について質問願います。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 「復興支援として子ども支援のさらなる充実を」の件についてお伺いします。

平成30年7月6日に発生した西日本豪雨災害により、我が町にも甚大な被害がございました。災害の影響で住居の修繕や再建などのために経済的な負担が増加している状況があります。

一方で、内閣府で提言されている子ども・子育て支援の新制度では、病児保育の一環として、保育中に具合が悪くなった子供を看護師などが送迎し、病児保育施設において保育する仕組みが平成28年度に創設されています。この仕組みの導入を働きかけていただければ、体調を悪くした子供も迅速に適切な環境につながり、保護者も安心して仕事に従事できるため、復旧・復興に向けて各家庭の負担軽減にもなります。

留守家庭児童会においても、現在は土曜日や夏休みといった長期休暇の期間では、朝8時半から夕方18時までの利用時間となっていますが、通常の小学校登校時間が8時までに登校とあるため、30分開始時間を早めて利用時間を8時からにしているかがでしょうか。町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「復興支援として子ども支援のさらなる充実を」の件についてお答えをいたします。

本町における病児保育事業につきましては、保護者が就労している場合等において、子供が病気の際に自宅での保育が困難なときに対応するため、平成24年度より町が広島県済生会に事業を委託し、生後6カ月から小学校3年生までの児童を対象に事業を実施をいたしているところでございます。

御質問1点目の、病児保育の一環として、保育中に具合が悪くなった子供を看護師などが送迎をし、病児保育施設において保育する仕組みについてでございますが、病児保育における送迎対応とは、保育中に発熱するなど体調不良の子供に対し、保護者の依頼により病児保育実施者が送迎を行い、保護者が迎えに来るまでの間、病児保育施設で保育を行うもので、本町が現在実施している病児保育事業に新たに送迎サービスを付加することになります。

町内保育園・こども園における保育中の発熱等による体調不良の子供への対応につきましては、現在、保育士の見守りのもと園内の医務室において経過を観察をし、そ

の上で状況に応じて園から保護者に連絡をし、子供を迎えに来ていただいておりますが、この対応につきましては保護者に理解を得ているところでございます。

このように、保育園・こども園において保育中に具合が悪くなった子供への対応につきましては、園と保護者の信頼関係の中で適切に対応できていることから、病児保育事業における送迎対応を実施することにつきましては、今後も保護者のニーズを把握をしながら、本町の現状に合わせ、方法論も含めてよりよい方法を検討してまいりたいと考えています。

御質問2点目の、留守家庭児童会の土曜日や長期休暇中の開所時間を現在の8時30分から8時にしてはについてでございますが、近年、夫婦の共働き世帯が増加をいたしており、勤務形態も多様化している中、留守家庭児童会が占める役割は大変重要となってきております。

議員御指摘の開所時間を8時からにすることにつきましては、利用者からのニーズとして把握をいたしておりますが、現在は慢性的な人手不足により、留守家庭児童会指導員の確保が非常に難しい状況となっており、勤務時間が増えることにより、継続することができなくなる指導員が出ることも考えられます。そうなりますと、一部の指導員に負担が偏ってしまい、留守家庭児童会の運営自体に影響を及ぼすおそれがございますので、今後、留守家庭児童会の運営の見直しを行うとともに、利用者のニーズに沿った運営ができるよう、方法論も含めまして総合的に検討してまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 答弁いただいた中で、保育士が見守って、さらに園内の医務室で経過を観察し、その状況に応じてというところで、この対応で保護者の理解は得ているという御回答をいただきましたが、今現在の町内の状況であれば、そうするか選択肢がないからやらざるを得ないという部分もあるのではないかと思います。

働くお母さんにとって、子供が37.5度発熱するという状況がいかに大変かという声も多くいただいているところです。もしものときにはお迎えサービスが利用できるという選択肢があれば、状況がかなり違ってくるのではと考えます。

そこで、保護者のニーズの把握とありましたが、このお迎えサービスがあるということを知らない保護者が少なくない中で、このサービスに対してのニーズ調査という

ものは新たに行う必要があるのではないかと考えますが、ニーズ調査の実施についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） ただいまのニーズ調査については、坂町においては子ども・子育て支援事業計画の実施につき、5年に一度、ニーズ調査を実施しているところでございますが、本件のような急な案件が出た場合には、柔軟に対応してニーズ調査も実施してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） ニーズ調査、たびたびしていくというのもなかなか大変なことだろうとは思いますが、新しくサービスがあるというところで、ぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問です。

現在の病児・病後児保育である「あおぞら」ですが、利用の対象者として生後6カ月から小学校3年生までの児童というふうにあります。この小学校3年生までというところですが、この対象が3年生までになっている理由をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） ただいま御指摘のように、現在の対象者は生後6カ月から小学校3年生までとなっております。これについては、済生会と町が協議いたしまして、3年生までを決めさせていただいております。この年齢の規定については利用者のニーズ等を勘案していきたいとは思いますが、4年生以上については、ある程度、年がたってますので、そちらのほうでみずから、ある程度、対応できるものと思って、3年生までというふうにしております。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 当初、留守家庭児童会の対象も3年生までということだったので、そこで合わせられたのかなという印象があったんですが、留守家庭のほうもやはり4・5・6年生も対象となったことから、3年生だった子が、4年生になっていきなり家で一人で病気の中、留守番できるかという問題もございますので、あわせて対象者の拡大も検討していただければと思うのですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） ただいまの対象年齢の引き上げについては、今後、社会情勢とか調査を実施した上で考えていきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 留守家庭児童会のことについて再質問させていただきます。

このところ、町内でも不審者の目撃情報など頻繁にありまして、不安に思われる保護者の声も多く聞かれるところです。これから夏休みも控えていますが、夏休みになると、毎朝、多くの子供たちが児童会に集まります。そのことを考えると、夏休みまでには何らかの手だてが必要であると考えられるのですが、まずお答えいただいた運営の見直しについて、これはいつごろされる御予定でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

今回の答弁にもありましたように、もうすぐにでもこういった見直しを行うというふうな答弁をしておりますので、すぐにでも留守家庭児童会のほうと例えば指導員等を含めた協議を行いながら、いろんな課題をクリアしなくてはいけないとは思いますが、こういったことも含めて、全ての開所を8時からにするとかというふうなことも含めて検討をすぐにでもさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 早急な対応ということで大変心強く思っております。

そこで、坂町の子供を坂町が守るという観点からも、保護者の負担金が増えたりという方向ではなく、うまく見直していただければと思っております。

現在の人員がなかなか不足しておるという状況が聞かれましたが、例えば早朝のみの方を専属で雇用するですとか、早朝の部分のみの外部の委託をするということも考えられると思いますが、そのあたりについても御意見をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 福嶋生涯学習課長。

○生涯学習課長（福嶋浩二君） お答えいたします。

御指摘のとおり、留守家庭指導員のほうにつきましては、今の職員の登録制度のもと、その登録していただいている中からさせていただいておりますが、そういった

朝早い時間だけの勤務であるとか、そういった方ができるかどうかいうのも、今の指導員の紹介等もいただきながら、そういった方がいらっしゃるかどうかというのを探していきながら、対応できるかどうかについても検討していきたいと考えておりますので、御理解よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

ちょっとマイクを調整しますので、再開は11時とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

（休憩 午前10時48分）

（再開 午前10時59分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 8番瀧野純敏議員から「緊急避難場所の状況を聞く」について質問願います。

○8番（瀧野純敏議員） 「緊急避難場所の状況を聞く」の件で質問をいたします。

町の平成30年度までの防災計画では、地震・津波・台風が対象のような気がしてならない。緊急避難場所の指定場所を見ても明白だ。過去、豪雨災害は明治40年豪雨災害から14回も、また、15回目は未曾有の過去最大の昨年の30年7月豪雨災害であった。

このたびの災害で、今までの避難場所では対応できないのが分かったはず。高齢化率が29.5%を超える坂町において、高齢者の方々をどのような方法で避難させるのか。公共施設ではなく、近居の避難場所の確保が重要と考えるが、また、町は復旧・復興プランを作成しているが、避難に対してはどのように考えているのか。

また、この6月、7月の梅雨時期をどのような方法で緊急避難場所、避難経路を伝達するのか。町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「緊急避難場所の状況を聞く」の件についてお答えをいたします。

災害時の避難措置につきましては、坂町地域防災計画に基づき、災害の状況に応じて避難場所の開設を実施をいたしております。

また、平成23年から災害の発生に備えて避難経路、避難場所を地域住民とともに確認をし、避難訓練を実施をしまいましたが、昨年、本町を襲った豪雨災害では、町内各地で大規模な土砂災害や浸水被害が発生をし、道路や河川の破損により避難経路の寸断、家屋の流出、公共施設への土砂流入など、訓練の想定を上回る甚大な被害を受けました。

御質問の、高齢者の方々をどのような方法で避難させるのかにつきましては、情報を確実に得るため、5月から防災行政無線の戸別受信機の無償貸与を始めておりますので、気象情報等を積極的にチェックし、警戒レベル3、避難準備・高齢者等避難開始が発令されましたら、地域での声かけ等をしていただくとともに、早目の避難をお願いいたします。

また、避難経路の見直しや公共施設以外の避難場所につきましては、各地区住民福祉協議会と連携をし、一時的に避難できる場所について協議、検討を行っており、その結果を皆様にお知らせするとともに、坂町地域防災計画及びハザードマップの見直しに反映をしまいたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに町長が、今さっきも言ったように、広報さかでも避難場所、避難経路の見直しと書いてありますね。だけど、この間、5月17日の新聞にデータが出とるね、広島、中国新聞。広島県においても、結局、避難する人の距離、避難場所までの距離、1,000メートルから1,300メートル。だけど、高齢者ができる避難の距離としては、300メートルから500メートルですよ。坂町が今までにやってみても、とてもとてもそのようなことはなかった。結局、逃げられたのは近くの人。でも、近くの人が逃げたけど、それも逃げたら次の人は行けんかった。こういう状況があったけど、今度の、私がさっき言うように、近居につくる面は、どのような方法でつくるんか、一遍、教えてください。

○議長（川本英輔議員） 瀧野環境防災課長。

○環境防災課長（瀧野 稔君） お答えします。

瀧野議員さんが言われる近居の避難場所なんですけども、今、そちらに関しましては、住民協の方とかどういった場所があるか、また、皆さんが来れやすい地域、場所ですね、そういう形のものも進めておりますので、先ほど町長の答弁書にありました

公共施設以外のそういう施設がないかということで進めております。

また、やはり高齢者の方というのは、距離があれば、なかなか避難できる状況にないときもございます。その場合、近くの安全な場所が一番あればいいんですが、なかった場合、自宅の中でちょっと安全なところに移動していただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 坂町には19の地区があるよね。そして、千人超しとるんが四つしかないんですよ、今のところ、小屋浦、森浜、浜宮、植田と。あとは五、六百人の地区なんです。だったら、やっぱり今までのこの6月7日のレベル4が出たけど、そのときの避難した家族、広島県においても出てましたね、0.5%ぐらいしか入ってない。けど、そうやって町にもそういう小さいところいっぱいあるんだから、それで坂町が入ったというのは、どうしても、今のところ、公共施設しか入ってなかった、そうでしょ。そしたら、まず上条から、上条のほうは説教所が入ってありました。でも中村は入ってない。それから西林寺も入ってない。西側も入ってない。浜宮も入ってない。だから、こういうところはまず準公共までを入れて、それからあそこが、今、とにかくこのたびの災害で流れたそういう準公共、集会所というのは二つしかないんですよ。小屋浦と森浜だけ。森浜はあそこが一番低いんだったら分かっておるから。でも、やはりあそこにはまだ保健センターがありますね。そういうところを、それからそうやって多いところはせんでいい。でなかったら、やっぱり四、五十人が緊急的に、それも大きゅうに集まる必要ないんですよ。少しずつ集まる、1日。食料も1日ぐらいだったらがまんもできる。1日、雨が降る、風が吹く、そのときの1日、風が来たときとか洪水が来たとき、1日か2日の、緊急できれば命が助かるんです。だから私の言うのは、そういうところを思い切ってやって、それから高齢者というのは、そうやって何遍も耳に入れてやらんと、なかなか入らんのですよ。それで出ていかんのですよ。それで、私が提案するのは、坂町のマイクロバスが何台かありますね。これからは、こういうレベル3ぐらいのときに、町の職員が運転手になって、上条はあれにしても、下までおりて中村地区、西側地区にしたら、今の中村7号線の吉田道路、その前の道路、中央公園のほうに車を置くとか、それから横にしてもそのとおり。それから森浜にしても、小屋浦にしても県道のところに置いて、トイシバちょっとの前ぐらいに置いて、次ぐらいから表へ出して行って、それに間に合わんものしょうが

ない、近くへ行く。そういう計画とかはできんのか、ちょっとお伺いする。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

バスでの移動ということになりますけども、早目であれば、バスも走らせて移動することも可能なのかなとは思いますが、やはりまず皆さん、やっぱり歩いて逃げただくということで、今の公共施設以外にも、ああいった地域で言えば集会所とか、そういうこともこれから盛り込んだものを皆さんにどんどん提示していきますので、それでまた地域のほうで皆さんに周知を図っていただくような、また各種団体にもお願いすると思っておりますので、そういう形をとらせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 私はひどいこと言えば、若い者はどこへでも行くんですよ。

小さい子供を連れた奥さん、それから高齢者、それも、今、坂町の高齢者は何ぼおるんですか。それとひとり世帯が何ぼおるん、そうでしょ。二千超しとるんですよ。その警察学校を100人のけても1,960おるんですよ。2世帯にしても千五、六百おるんですよ。そしたら、やはりそういう人が町内でも、それはこの辺の人はいいですよ。私の言いたいのは、へんぴじゃないけど、急傾斜地、町が出しとるマップの中です、そのとおり。それを網羅してつくるんじゃないけど、一般の民家の家でももええんですよ。大きい家とかいうところを交渉ができんのか。確かに西林寺は何かこのたび交渉が済むらしいですけど、だけどこれからするのは、そういうところをつかって、本当に一人も殺さんこと。そのためには、レベル3のときにやはりそれを使えんのだったら、職員が行ってでも、もう19のうちの四ついうたら15ですね、小さいところ。15のうちに行って、どこに何人おるか。私みたいに家族と住んでもひとり世帯。だからそれを減らしても、まだ減ります。ですが、その人らが安心して住んで、レベル3が上がったよと、誰か来て、住民協の中じゃなくても、町からの指示が行って、それじゃあ一番近くだったらどこか。近くの500メートル以内、300メートル以内、さっきから言うように、それを今からつくる。そうしていかなと、今から、西側にしたってそのとおりでしょ。あの上から、あれをおりて、このたびの災害でもそうでしょ。災害避難指示を出したの何時ですか。流れたのは55分ですけんね、そうでしょ。55分が、荒神橋、町長方の前のところが、あれが49分なんです。

そしたら、40分に出して、45いうたら、5分や6分で動けるわけない。それをだから今からは、頼むから、早目に避難さすんだから、させ方をもうちょっと、行けや、年寄りに、自分行けや、ここよSunstar Hallよ、そういう今のでやったら、本当に町の今やっとなる避難所が、これありきの避難所にしとるから僕が言うわけなんよ。だからやはりそうじゃなかったけど、もうちょっと本当に町民の、親身になって、それから県の防災マップにしても、町の防災マップもいいかげんですよ、もつとえば。いいかげんですよ。そうじゃなくて、年寄りが見ても、子供が見ても、1枚をぱっとあけたら、坂町の自分の家はここ、そしたらここへ行ってみたいなのかわかるようなマップをつくってもらいたい。その辺はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはよく分かります。今、臨時避難所につきましては、現在、可能な限り調整をいたしております。ほぼ臨時避難所につきましても承諾をいただいております。まだ若干承諾をいただけていないところもありますので、今の時点では公表はちょっと難しいんだというふうに思っておりますけども、近いうちにそこらも整備をしていきたいというふうに思っております。

それともう一点、今、おっしゃったように、マイクロバスを出して云々とかお話がございましたが、一応、避難所を、臨時避難所を含め、どういう形で運営していくかということも整理をしていかなければならないと思います。私のところは、今、100名の職員でありまして、仮に臨時避難所も含め15カ所、16カ所、あるいはまた、各住民協単位でいきますと、16カ所は必ず必要になってくるわけでありまして、それに、今、指定しておる避難場所を加えますと、恐らく、二十四、五ぐらいになるだろうと思うんです。そうすると、一つの避難所を開設するのに最低でも2名は職員が要るんですよ。そうすると、そういうことを全体的にやっていきますと、もし大きな災害が起きたときには、この役場の本部が回らなくなってくるんだろうと思うんですよ。やはりそこらも地域と総合的に検討をしながら、どうあるべきかということも含めて整理をしていかないといけないんじゃないかなというふうなちょっと思いはしております。

先般も東京のほうへ行きまして、治水砂防の大会がございまして、そのときにある学者の方が講演をされたわけでありましてけれども、やはり今は全体的に高齢者が多く

なってきたおりますし、そしてまた、職員もだんだん縮減をしてきております。やはりこれからはこんなことを言ったら、逃げではないんですけど、これはそこで学習したことなんですけれども、行政に頼る防災はもう限界があるんじゃないかというような議論も、今、内閣府のほうではされておるわけでありまして、そこらもしっかりと受けとめながら、全体的に整理をしていかにやいかんと思っております。

いずれにしても、今年の梅雨も間もなくやってきますので、そこらも一応確認をしまして、また臨時避難所につきましても、分かり次第、決定次第、また地域のほうには連絡させていただきたいというふうに思っておりますし、それともう一点、行政防災無線の戸別受信機、これらもそういう思いを込めて無償貸与をさせてもらっておりますので、そこらもお互いに方法論も考えながら、どういうふうにしたらお互いがお互いで力を合わせて協力しながら避難が柔軟にできるかということもあわせて考えていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 瀧野議員。

○8番（瀧野純敏議員） 確かに町長の言われるとおりです。私が言うのは、19あるのを全部つくれというんじゃないんですよ。今、言ったように、さっき僕が言ったように、七つや八つどころか、町から一部から全部やってみたら、十何百どころか20近くあるんですよ。だけど、それをこのたびなんか開設してないじゃないですか、そうでしょ。住民の中でも、このたび、中村もあっこをあけましたから、そうやって、そうじゃなくて、本当に年寄りのためになるように、あけて、いろんところが、それからもう一つは、一般の民間でもいいんですよ。町長方でもいいんですよ、あれなんだったら。もう絶対ないんだから。そうすれば、町長方でもええよ、うちの後ろに、後ろでもいいから、緊急のときは来るようにしなさいというて、町長宅にすれば、中村ももう一個増えるじゃないですか、そうでしょ。森条の方もちょっと大きい家に、それにすぐ必要、いや、それがですね、走って逃げたのが、あの矢野地区、私も奥に会社があるんですが、その地区で矢野の7丁目ですよ、7丁目で5人ほど死にました。でも、私が今でもあっこの部屋がつかったけど、上の人にこないだ対応で行ったんだけど、もう隣から来なさい、来なさいというて連れて上がって、上にがんがん上がって、年寄りが一番上に上げたら助かるとるんです。ですが、その子供さんと娘さんは行かずに、いや、ええじゃろうというて2階におったのが流されて死んでますね、高校生。だから、今からでも救助の方法、それをもうちょっと親身になって、行政に

皆扱えとは言いません。でもいろんな方法で、それからその避難する方法も、我々、高齢者でも、10回も聞けば、1回ぐらい行こうかという気になるし、それからその隣ならいいんじゃないって、あの家のほうが安全だといえば、そこまで逃げる事ができるんですよ。その方法を僕は言いよるわけ。だから、これからはそれを、皆さん、130人の行政の方も一緒になって、そういうやはり一人一人を網羅して、それで年寄り一人一人も呼びかけを行っていけばいいんですが、その辺をどうするかを聞かせてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほども答弁させていただきましたように、現在、臨時の避難場所については、前向きに、今、検討しております、もうほぼまではいかんですが、あと何件かお願いしておる施設が了解を得ていないものですから、そこらがちょっとということでございます。

それともう一点、要するに避難の方法ですね、これにつきましては、やはり、今、各地区の住民福祉協議会の中で、地区の中でそれぞれが自主的に避難の方法とか、あるいは避難訓練を実施をしておられる地域もございますし、非常にいいことだろう思うんですね。地域の中で住民が相互に連携しながら、助け合いながら、お互いに避難の通路とか避難場所、それを確認しながらやっていくということは非常にいいことだというふうに私は思っておりますし、これまで答弁で申しましたように、行政が年に土砂災害と地震・津波の避難訓練をやっておったんですけども、やはり当初は参加者も50%ぐらいの方が参加されておったんですが、だんだんだんだん回を重ねるごとにつれて下がってきたということもございまして、やはり地域の中で避難訓練やっていただければ、そういう方向性もまた地域と相談をしながら見出していければというふうなことも総合的に考えておりますので、そこらもひとつ御理解いただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 2番安竹 正議員から「坂町有住宅を災害公営住宅に」について質問願います。

安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 「坂町有住宅を災害公営住宅に」の件について。

小屋浦二丁目、三丁目において30戸以上の平家の災害公営住宅を建設される予定です。災害の恐怖からまだ覚めやらぬところに、早急に建設を進めるのはいかがなも

のかと思われます。この災害に遭わなかった安全・安心に住める坂町有住宅を子育て支援住宅から災害公営住宅に変更してはと思われま。

現在、65室をリフォーム後、子育て住宅として入居されたのはわずか2件です。病院もスーパーもないこの地域に、これからこの空き家が子育てをしようとする若い夫婦が入居するとは思えません。このまま空き家にしておくのは典型的な税金の無駄遣いではないでしょうか。

この未曾有の災害から一日も早く立ち直るため、坂町有住宅の子育て支援住宅部分を災害公営住宅に変更してはいかがかと思われます。御質問をいたします。終わります。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町有住宅を災害公営住宅に」についてお答えをいたします。

小屋浦町有住宅につきましては、平成28年度に独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が雇用促進住宅として運営をしていたものを坂町が買い取り、平成29年度に国の地方創生拠点整備交付金事業を活用して、小屋浦地域の人口減少対策の一環として、若い世代の転入を促すために空き室等を子育て支援用に改修をいたしましたのでございます。

一方で、災害公営住宅は、このたびの災害により被災され住家を失うなど生活再建の見通しが立たない方を入居の対象として、比較的低廉な家賃で提供するために整備をいたす住宅でございます。

また、小屋浦地区につきましては、当初、戸建てを中心とした建設を予定をしていたところでございますが、その後、行った仮申し込みにおいて入居希望者が大幅に増加したため、坂町有住宅に隣接する町有地を建設予定地といたしたところでございます。

さらに、災害公営住宅を建設をすることで、ある程度、従前のコミュニティーや人口の維持、町有住宅本来の目的である若い世代の転入を受け入れることもできると考えております。

以上のことから、新たに災害公営住宅の建設整備が必要であると考えているところでございます。

今後とも、災害公営住宅の早期整備に取り組むとともに、引き続き、坂町有住宅に多くの子育て世代の方に入居していただけるよう、周辺環境整備や小屋浦地域の魅

力向上などに努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） このたび、2丁目、3丁目の住宅建設を取りやめ、1丁目、町有住宅の建設するところに30戸以上の3階建ての建物を建てるといふ、新聞報道で見えております。これは大変結構なことだと思ふんですが、これは隣にある子育て支援住宅、坂町有住宅が、今後、ずっと60戸以上の空き部屋をそのまま空き部屋にしておくのかと、非常に税金の無駄遣いではないかと。だからこの子育て支援住宅を30戸でもいいから公営住宅に変更できないかなというふうを考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

60戸以上を空き室になっている状態の町有住宅が災害公営住宅にならないかというお問い合わせでございますけれども、災害公営住宅につきましては、入居を希望されている、現段階でございますけれども、高齢者の方が非常に多い状況となっております。現在の町有住宅を仮の使い、応急的に使っていただいている状況でございますが、こちらにつきましては5階建てで、エレベーターも現在ない状況となっております。

こういったことから、新たに災害公営住宅を建設して、高齢者の方にも生活しやすい、そういったものをつくる必要があるというふうに認識しております。

また、空き室の状況についてでございますけれども、こちらにつきましては、環境の整備といたしまして、例えば前の国道31号におけます歩道等の整備でありますとか、そういった周辺環境の整備などを行うことによりまして、入居のほうも募集を続けて、新たな入居者を招きたいというふうにも考えてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 現在、この町有住宅のほうには被災された御家族の方が入居されておられるわけでございますけれども、いわゆる子育て支援のための住宅としての坂町が設けておる金額があります。そのルールに適用された方も十数件は、今現在、入っておられますので、そういう方たちの子育て支援住宅という形で、引き続き、入

居はできるようなことにもなっておりますので、そこらもひとつ御承知おきいただきたい思います。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） 言われることは理解できましたけども、新たに被災者住宅、公営住宅を建てる費用を、現在ある町有住宅に、3棟ありますけども、3棟とも廊下をつけて、後づけして、エレベーターを各棟に1個、エレベーターを3棟で、そういった費用に使われてはいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの災害公営住宅につきましては、国の激甚災害認定に伴いまして、その建築に当たります費用の4分の3ほど国費がいただけることとなっております。

また、今現在の町有住宅に新たにエレベーターの設置、もしくは廊下でつなぐという御意見をいただいたところですが、これをもしやるということになりますと、国のほうの御負担のほうがいただけないということで、恐らくほぼ100%町費の持ち出しになるかと思われまます。このため、現時点ではやはり災害公営住宅を高齢者の方にも配慮した形で3階建てを建設し、バリアフリー施設などを備えることが最善ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、平成29年度に国の地方創生拠点整備交付金というものを2億2,250万円ほど国からいただいております。それが目的外使用ということになりますと、返納しなければならぬ可能性も大いにあるわけでございまして、そこらを総合的に勘案しますと、どちらが本当に住民のためになるのかということをお考えたときには、やはり災害公営住宅で進めたほうが私はいい結果になるんだと思っておりますし、また、先ほど申しましたように、16件か17件だったと思っておりますけども、現在、そういう形で子育て世代の方も被災された方が入っておられます。残りの住宅もまたいろいろな思い切った方法で若い人たちに入っていただくようなことも、今、検討しておりますので、そこらもひとつ御理解を賜りたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 安竹議員。

○2番（安竹 正議員） ありがとうございます。国からの支援でこの住宅をリフォームされたということで、これを国のほうにこのたびの未曾有の災害のためにこういうふうに変更して、こういうふうエレベーターをつけてというような提案をすれば、また国のほうも理解をいただけるんじゃないかということで思っておりましたが、5月13日の坂町との懇談会において、小屋浦の体育館でありましたけども、そのときに最後に町長は、この件については、国のほうとの検討をしてみますということをおっしゃっていただいたような気がするんですが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） そのことは説明会の折に1名の方から、今はまだ砂防ダムが完成をしていないので、また完成の暁には、自分の住宅地に帰って生活再建をしたい。それまでの期間、それが来年の7月までにきちっとできれば、2年間でいいんですけども、そういうことができない可能性があるんで、それが自分の住宅が再建できる間の1年か2年の間、おるようなことはできないかという提案をいただきましたので、要望をいただきましたんで、今現在、そのことにつきましては、国のほうと、内閣府のほうと、鋭意、今、協議をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（安竹 正議員） ありがとうございます。

○議長（川本英輔議員） 7番出下 孝議員から「町営循環バス料金は町内同一料金に」について質問願います。

出下議員。

○7番（出下 孝議員） 「町営循環バス料金は町内同一料金に」の件で質問いたします。

昨年7月の豪雨災害は、言葉を絶するほどの甚大な被害をもたらしました。小屋浦地区では、唯一の医院もスーパーマーケットもなくなりました。車を持たない、あるいは運転免許証を返納された交通弱者や買い物弱者などは、通院や買い物などをするには町営の循環バスを利用して坂まで行かなければなりません。

しかし、坂までの往復料金は最低600円かかります。病院の帰りに途中下車をして、買い物を済ませて帰ると750円の料金がかかります。ちなみに、坂、横浜地区内は300円です。交通弱者や買い物弱者、年金生活者はとても気楽に利用できません。

近隣の海田町、府中町の町営循環バスは町内同一料金で、小学生以上は100円、小学生未満の子供は無料です。小屋浦は坂町ではないのですか。地域間の格差を解消し、町内同一料金の早期実現を強く要望いたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「循環バス料金の町内同一料金」についてお答えをいたします。

坂町循環バス事業は坂町地域公共交通網形成計画に基づいた運営を行っており、この計画の中では、地域との協働による持続可能な地域公共交通を目的とし、町は永続的な事業運営を目指して、利用者には応分の負担をしていただくことを基本に、利用距離に応じた運賃設定を行ってまいりました。

昨年の豪雨災害では、小屋浦地区においては商業施設が被災をし、施設の再建が困難な状況になっており、また医療施設も廃業しておられる状況でございます。

町といたしましては、地域住民の生活環境の利便性や被災後の地域の諸条件を総合的に勘案し、地域間の公共交通に対する公平性を補完する施策として、バス運賃の町内同一料金化に向けた検討を既に行っており、同一料金化の案を次回の坂町地域交通会議に提示をし、協議を行っていただくことといたしております。

今後、坂町地域公共交通会議において町内同一料金化の案が了承されましたら、早急に実施に向けた取り組みを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、町民の安心な暮らしを守る移動手段として、循環バス事業を永続的に運行できるよう努力してまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） 大変にありがとうございます。ただいまの町の報告に対して、利用者は大変喜んで期待して、利用者も増えることが期待されると思います。

一点、お聞きしたいのは、今、坂町広域公共会議において了承が必要だというような、これは当然いろいろな機関の了承が必要だと、時間もかかると思います。こういう吉報はいち早く知らせてあげたいと思います。

1点目は、こころ辺が了承される時期、そして2点目は、それを町民にどのような方法で知らせていただくかという2点についてお尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

先ほどの地域公共交通会議での了承の時期ですが、6月14日に今年度の地域公共交通会議を開催することとしております。6月14日の会議におきましては、こちらの運賃の同一料金化について提案させていただきたいと考えております。

そちらで了承を受けました後に、まず条例改正等が必要になってまいります。それを議会の皆様にお示しし、その後、ホームページ、バスの利用者等にバス内での掲示、広告を行うことによりまして、周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） すみません。先ほどの条例改正が必要というところがございますが、議会のほうはそのときに了承していただくので、議会のほうを開催していただくこととなりますので、追加でお答えさせていただきます。

○議長（川本英輔議員） 出下議員。

○7番（出下 孝議員） もう一点、私は質問しとるはずですが。町民にどのような方法で周知を図るのかという点についてお答え願いたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時37分）

（再開 午前11時37分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 先ほどのを答えますか。

西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

料金の改定が正式に決まった後には、ホームページ、広報紙、また、バスの利用者にはバスの中で掲示することによりまして、いついつからバスのほうの運賃が変わるということを周知してまいります。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 6番柚木 喬議員から「空き家利活用は将来的にどう進めるか」について質問願います。

○6番（柚木 喬議員） 「空き家利活用は将来的にどう進めるか」の件で質問いたし

ます。

空き家の利活用については、平成27年度から5年が経過しております。その経緯と今後の方向性や見直しについて確認をいたします。

まず、坂町においては狭い土地に住民が住み、空き家の利活用が人口減対策の中で継続的に論議されるべきだと考えます。同時に、狭隘な道路の拡幅が課題とされます。つきましては、下記について町当局の見解をお聞きいたします。

1番目、坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略で三世代同居等住宅支援事業、引越助成事業、空き家改修等支援事業の3事業が実施され、一定の成果が得られたところですが、31年度の最終年度に当たり、空き家改修等支援事業の実績分析をする中で、今後も人口減対策として継続してはどうか。

2点目、現存する空き家約300戸の現状の意向分析はほぼ済んでいると聞いておりますが、この空き家バンク制度を継続し、より一層の活性化のためには、今以上の空き家バンクの登録推進とU・Iターンの促進が必要と思われませんが、施策についてどう臨まれるかお考えを伺います

3点目、生活道路の整備は空き家対策に欠かせないもので、幅員4メートル以上の町道の整備を目指しているわけですが、目標値に対する平成30年度までの進捗度を伺いたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「空き家利活用は将来的にどう進めるか」の件につきましてお答えをいたします。

本町では、平成28年2月に地方版総合戦略である坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、「親から子へ、子から孫へと歴史・文化・地域を守っていくことのできるまち」を基本理念とし、均衡ある地域の発展のための事業を推進しております。

総合戦略の重点施策の一つとして、空き家を利活用し、本町における住宅問題を解消させ、人口の増加を目指すこととしております。

御質問1点目の、総合戦略の最終年度に当たり、空き家改修等支援事業の実績分析をする中で、今後も人口減対策として継続してはどうかについてでございますが、現在のところ、三世代同居・近居住宅支援事業補助金につきましては53件、三世代同居・近居引越支援事業補助金につきましては13件、空き家改修等補助金につきまし

では49件の申請があり、3事業合わせまして164人の転入と154人の転居があり、いずれの事業も大きな成果を上げております。

現在の総合戦略は今年度が最終年度となり、来年度からの次期総合戦略につきましては、今後、国から策定のための手引きが公表される予定となっております。

本町におきましては、空き家改修等支援事業は人口減対策の重要な事業の一つとして位置づけており、次期総合戦略においても取り組むべき施策と考えておりますが、財源確保の問題もあり、今後の国の動向も考慮し、継続していくかの判断をしております。

御質問2点目の、今以上の空き家バンクの登録推進とU・Iターンの促進施策についてどう臨まれるかについてでございますが、本町では平成28年度より空き家活用支援窓口を設置するとともに空き家バンクを開設し、Uターン、Iターン希望者に物件を紹介をいたしております。これまでに利活用できる物件につきましては、52件の物件を成約させておりますが、空き家バンク開設4年目を迎え、現在はさまざまな事情により活用が困難な空き家物件が多く残っている現状でございます。

住宅は空き家として放置される期間が長くなるほど利活用することも難しくなりますので、新たに生じた空き家につきましては、所有者に早期に対策を検討していただくよう啓発をしていくとともに、利活用できる物件につきましては、1件でも多く空き家バンクに登録をし、本町の人口増につなげられるよう今後も取り組んでまいります。

また、平成28年度にはホームページをリニューアルをし、新たに町の魅力発信、定住促進、紹介動画のページを新設をし、交流・定住人口の増加に向けた発信とフェイスブック等のSNSの運用を開始し、本町の魅力の発信を強化をいたしております。

さらには、東京都で開催されている広島県主催の移住イベントに平成29年度から参加し、首都圏在住のUターン、Iターン希望者に本町の魅力を伝える取り組みも行ってまいります。

御質問3点目の、生活道路の整備に関する推進についてでございますが、生活道路の整備につきましては、平成27年度から令和元年度までの5年間において、目標値を町内の1・2級町道等の総延長約22.6キロメートルに対し、58%の13キロメートルを幅員4メートル以上の道路等に整備することを目標としているものでございます。

目標値に対する平成30年度末での進捗度についてでございますが、全体の目標値58%に対しまして57.6%、進捗率99.3%となっており、ほぼ予定どおりの進捗となっております。

引き続き、目標の達成に向け、生活道路の整備に努めてまいりたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） まず、今回、いろいろと災害のことで、皆さん、御質問なんですけど、空き家についての災害の対応をちょっと伺いたいと思うんですが、今、いろいろと豪雨や南海トラフなど、いつ起こるか分からない災害が想定されているわけです。その中で、空き家の重要性が認識されているんですね。やっぱり南海トラフになったら、かなり仮設とかなんかで悩むということだと思うんですが、今回の災害時において、仮設対応ではなくて、空き家対応でしのぐことができなかつたのかどうか、当時の対応状況をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

災害発生時に仮設ではなくて空き家対応はできなかつたのかという御質問なんですけども、空き家につきましても、当時、発災直後、町営・県営・町有住宅の空き室が89部屋ございまして、これにつきましては、すぐ産業建設課のほうですぐ被災者に対して応募ということでやったと伺ってます。89ではとてもではないけど足りないということはずぐに分かりましたので、町内の不動産会社にお伺いして、町内の不動産物件をすぐにお押ししていただくようにしました。それでもすぐにでも使える物件は4件しかなかったと。それでも足りないことが分かりましたので、すぐに指示を受けて、町内の空き家を当たるようにという指示を受けまして、すぐ町内放送を行いましたし、マスコミにも取り上げていただき、空き家を探しました。

その結果、町外も含めて、町内で13戸、町外で6戸、19件の応募があったんですけども、不動産に流通してない空き家は、中には家財道具があつたり、お申しが出ても、もうかなり傷んでおつたり、さまざまな問題があります。

結果として、すぐに使えるような空き家は、その申し込みの中で2件ありまして、最終的には、この2件につきましては、町が動いた後に、県のほうが県のみなし仮設

住宅いうて、たしか7月19日か20日ぐらいだったと思いますけども、県のほうから県がやるみなし仮設住宅、条件、その後から、条件が合うので、それは県のみなし仮設にさせていただきました。

したがいまして、とてもじゃない空き家だけで、大きな災害のときに、仮設ではなくて空き家で対応できるようなことには当時はなっていなかったと思いますし、先ほど申しあげましたように、空き家というのはなかなか個人の持ち物で、中にそのまま、つい先日まで住んでいた服とか家財が残っているので、なかなか困難であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 空き家の中身なんですが、今、答弁ありましたように、三世代同居・近居、引越助成事業、それから空き家改修等支援事業、3事業ですね、これがかんりの成果を上げたところなんですけども、特にその中で、今、私が聞きたいのは、空き家等改修支援事業が、これ、上限30万円でどうのこうのいう条件がいろいろついているんですが、単純に坂町にいる親が、坂はこういう施策をしてるから帰ってこいよいうふうな感じで言えるような施策じゃないような、複雑な三世代も絡んでの施策だと思うんですが、そういうふうなことをやるべきじゃと私は思うんですね。

だから、今後、継続するということを、国も一応継続するということを答弁いただいたんですけども、本町においても重要な事業として捉えるということで、財源の確保も問題があるというて言われたんですが、私の提案は、空き家改修等支援事業に特化してUターンを呼び込むということを重点的に考えてはどうかと思うんですが、具体的には何かございますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） Uターン施策ということなんですけども、先ほど町長が答弁いたしましたように、このたび、総合戦略に伴い、坂町の人口増施策として三世代同居・近居住宅支援事業、これはまさしくUターン施策でございまして、先ほど答弁いたしましたように、これは空き家を含めた数なんですけども、104人の転入と、154人の転居というのは町内転居で、考え方としては、町外に出られる方を抑えたという考え方なんですけども、当町としては、それ以外には東京のほうでやっております移住フェアのほうにも平成29年度から参加しておりますし、今後、移住フェア

につきましては今年度も参加いたしますし、今のUターン施策をやってないと言われるようなことは決してなくて、やっているというふうな認識でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） Uターンそのものがかかなり定住人口に寄与するということは思うんで、その辺を重点的に考えていただきたいと思います。

それから3点目に、空き家バンク制度において、今、空き家が約300戸の意向分析とかなんかが過去に済んで、電子データがあると、管理されているということなんですよね。

国・県はPDCAのサイクルによって検証せえということを言ってるんですよね。この空き家バンク制度の最終目的は、空き家解消数の増加が最終的には目標ですよね。それで、今、所有者の登録不足というのがやっぱり最終的な問題になる、先程の意向分析の中で出てると思うんですが、所有者の登録不足が原因と思われるんです。登録を促すための活性策は、例えば私は他の町でこういうようなことをやってるよいうのを思うんで、所有者に対して登録奨励金をあげるとか、あるいは仲介者に掘り起こしの奨励金などをあげるとか、そういうような事例をちょっと見てるんですが、坂町ではどのように考えておられますか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

当町の空き家施策ということなんですけども、他町ではほかの、今、議員さん言われたように、奨励金、お金を出して登録を促すいうふうにありましたけれども、当町では、今の空き家支援窓口を開設し、行政のほうから今の所有者に対しアクションを起こしているということです。今の奨励金といいますのは、行政としてはお金を出しますから、そういう登録してくださいという、待っている姿勢かなとは思いますが、当町では、町行政のほうから空き家所有者のほうに手紙を出し、また、電話番号がわかる所有者に対しましては行政のほうからアクションを起こし、アポイントをとって、それについて啓発をしているというような状況でございます。

お金を出せば、じゃあ登録するのかということなんですけども、なかなか空き家によっては、程度も、すぐには使えるような物件も、傷んでいるのもありますので、その辺の線引きといいますか、今、平成28年から活動してきまして、なかなか程度の

すぐには使えるような物件は、坂町内には不動産物件が少ないような状況でございますので、すぐにでも成約するというような状況で、残っているのは、やはりなかなか条件が悪い物件、道路に横づけがないとか、相続でもめているとか、今の交通が混乱しているとかさまざまな理由があるんですけども、今の議員さんがおっしゃるようなことがなかなか困難というふうに考えております。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 4点目が、生活道路についてちょっと伺うんですが、生活道路というのは空き家と切っても切れない関係なんですよ。答弁にございましたように、答弁の数字は前回の目標値に対して、目標値が低いんですけど、こちらのパーセントであって、それに対して57.6じゃけん、九十何%いってるよということなんですよ。多分、これは県道とかなんかのああいういろいろとに絡む数字だと、全体の数字だと思うんですね。したがって、意外と空き家について、空き家の多い地区を対象に生活道路の拡幅を考えたらいかがでしょうか。数字を出してくれとかなかなか難しいと思うんですが、つまり当時の4年前、5年前の空き家率は、横浜一部がトップで、勿条が2位で、小屋浦が3位というふうな上位にあります。これは地区を中心にやっていただくのが、空き家のための生活道路の施策じゃないかと思うので、これらの地区を中心に施策を進められたらどうかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

現在の生活道路、1・2級町道などの整備につきましては、このたびの7月豪雨災害に伴いまして、家屋解体などが伴った場所についても、歩道の整備、あるいは離合が難しい箇所については整備のほうを進めているところでございます。

空き家の多い地区から改修されたらどうかという御質問だったかと思うんですけども、こちらにつきましては、町の、そういった中で総合的なことを勘案した中で、入り口から整備するとか、なかなか広くてもちょっと入り口が入れなかつたりしたら難しいといった場合もございますので、そういう総合的なものを勘案しながら進めさせていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○6番（柚木 喬議員） 総合的にちょっと伺います。

坂町第4期長期総合計画に基づいてまち・ひと・しごと創生戦略をつくられたということですね。その中に坂町空き家等対策計画がつけられて、空き家と道路についての18項目の目標をされて、その目標計画の中に盛られているということですね。これで5年間過ぎたんですね。だからちょっとそこの中で、今、私ども横浜西の環境を見るについては、なかなか道路事情が、いいところには確かに新しく家が建てられているとかいうようなことでいくと、ただ中間の道路事情の悪いところには、5年間、何も変わっていないというふうな形が見受けられるわけですね。この辺をバランス的にどのように考えられるかということを、ちょっと町長の見解を伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今の空き家対策等の事業につきましては、可能な場所から進めていくことがやはり賢明だろうと思うんです。そういう中で、おっしゃったようなエリアにつきましては、やはり行政だけではなかなかできないと思うんです。地権者の思いもございましょうし、また、地域の思いもあると思うんですね。そういう中で、行政が何ができるか、また地域が何ができるか、また、そういう空き家を持っておられる個人で何ができるか、そういうことを総合的に突き合わせながら進めていかないと、例えば財源的なことも含めて、国の制度を利用するとかいうようなことも含めてやっていかないと、はいじゃあ、ここはこうしましょう、ああしましょうということになると、なかなか財源的にも、また、全町民のやはり理解が得にくいんじゃないかというふうな思いも持っておりますので、今、申し上げたような形で、皆さんとお互いに協議をしながら進めていけるというような状況をぜひとも我々もつくっていきたいですし、また、地域の皆さんにも、また議員の皆さんにも、そういうことを進めていただければ、我々も心強く進めることはできるんじゃないかと思えます。これ、できる、できないはまだ分からないことなんですけど、一步前進することになるんじゃないかというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、暫時休憩いたします。

再開は午後1時とさせていただきます。

（休憩 午後 0時02分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 1番尾崎 光議員から「豪雨災害での屋内への土砂撤去費用について」質問願います。

尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 「豪雨災害での屋内への土砂撤去費用について」の件について質問いたします。

昨年7月の豪雨災害では、この坂町においても甚大な被害が出ました。家の中へ流入した土砂撤去を府中町や海田町などは自治体の責任で行っております。土砂撤去には国の補助があり、町の負担は2.5%にすぎません。坂町では家屋内に流入した土砂撤去の費用は自己負担になっています。公費負担にする考えがあるかどうか町当局に伺います。

①家屋内土砂流入の件数は、自力で撤去した件数、ボランティア活動で撤去した件数。

②公費負担について住民からの問い合わせは。

③なぜ国の補助制度があるのに、それを活用しないのか。

④公費負担にする用意はあるのかどうか。

以上、質問いたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「豪雨災害での屋内への土砂撤去費用について」お答えをいたします。

このたびの7月豪雨災害では、土石流に加え河川の氾濫による家屋の浸水被害が多数発生をしたことから、現在、全壊・半壊家屋の解体を行っているところでございます。

御質問1点目の、家屋内土砂流入の件数、自力で撤去した件数、ボランティア活動で撤去した件数でございますが、罹災証明発行件数から推測し、家屋内土砂流入件数は1,307件と思われまふ。そのうち公費を投入した件数が675件で、残りの632件は、自力、ボランティア、知人の方の力をかりて土砂などの撤去をしたものと考えられます。

御質問2点目の、公費負担について住民からの問い合わせはにつきましては、19件あったと認識をいたしており、町は被災した家屋内から土砂を屋外に出していただ

ければ、その後、町で回収をしますと説明をさせていただきました。

御質問3点目の、国の補助制度があるのに、それを活用しないのかについてでございますが、発災直後は国の補助制度において撤去の範囲や対象物が明確に示されておらず、家屋内に流入した土砂の撤去を町が行う際、個人の財産を傷つける可能性や、業者不足により撤去に時間を要すること等が考えられることから、家屋内の土砂につきましては作業をボランティアにお願いし、迅速に撤去させていただきました。

御質問4点目の、公費負担にする用意はあるのかについてでございますが、土砂の撤去は町が直接撤去を行った場合のみ補助対象となっており、費用償還の制度を活用できないことから、町が公費で負担することは考えておりませんが、家屋内の土砂まじりがれきの撤去につきましては、国の方針が示されたことから、費用に対する公費負担について準備を進めているところでございます。

今後も被災者の生活再建に向けて努力をしてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 町長から説明があったんですけど、最初に伺いたいのは、要するに公費負担で町が土砂撤去については、今からでも遅くないと思うんですが、やる用意があるかどうかというのを、再度、ちょっと確認したいんですが。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

家屋内の土砂撤去です。土砂につきましては、先ほど答弁でありましたように、町が発注した業者が家の中に入っていきまして撤去した場合、傷つけるおそれがあるので、町が発注した業者が家屋内の土砂撤去をすることはいたしておりません。

そのかわり、家屋内におきます土砂まじりがれきの撤去につきましては、個人の方が払ったもの、そのもの領収等必要書類があれば、公費のほうで負担するというところは申し上げておきたいと思えます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 公費負担でがれきまじりの分、払ってくれると伺いましたが、件数等は問い合わせ件数でよろしいんですかね。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 土砂まじりのがれきの撤去につきましては19件問い合わせがありました。それでまたこれが土砂まじりのがれきかどうか、そういったものは現地または写真なんかで確認して、償還の準備は進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 家屋内へ流入した土砂撤去の公費負担については、昨年8月の参議院の災害特別委員会で日本共産党の仁比聡平議員が要求してます。・・答弁は公費負担で行いますというのが昨年8月の国会です。私は、この5月29日に中国地方の共産党の議員団の一人として、豪雨災害における被災者支援などについて国に要望に行つてまいりました。衆議院会館で関係省庁からいろいろな交渉を行ったんですけども、私は坂町では家屋内の土砂撤去が自己負担になっているというのを国交省の職員に言いますと、それは国の補助があります。再度、周知徹底をしてまいりますということを言われました。

伺います。

この件について、国交省または国から坂町に対して何らかあったかどうか伺います。

○議長（川本英輔議員） 西谷都市計画課長。

○都市計画課長（西谷伸治君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃった時期に国交省から土砂の撤去の公費負担についてお話があったということは聞いておりません。しかしながら、土砂の撤去につきましては、家の中から出すことだけが公費負担ではありません。出したものについては、坂町で言えば、一次仮置き場、二次仮置き場のB&G海洋センターに持っていきまして、そちらの土砂の処分につきましては、公費で負担しているというところは申し添えさせていただきます。全く全ての土砂については公費が入ってないということではないということだけ申し伝えさせていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 尾崎議員。

○1番（尾崎 光議員） 公費負担をしてないと言ってるわけじゃないです。私が問題にしているのは、家の中にある土砂を撤去した場合の公費負担です。私は議員になる前に、この問題について環境防災課を訪ねました。がれきまじりの土砂が家の中にあ

るのは自己責任で撤去してくださいと。家から出せば公費負担でやりますというのは伺いました。問題とはそういう点ではなくて、家の中にあったものを自力で家の外に出したと。私の伺ったところでは、業者に頼んで100万円ほどかかったと。これを町に言ったら、何も、それは自分で払ってくださいと言われてたというようなことを聞いております。

再度、この件に対して、坂当局もぜひ前向きに検討をお願いしたいと思います。今からでも遅くはないと思います。これは要望でなく、正式な検討をお願いしたいという事で質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないんですか。

○1番（尾崎 光議員） お願いします。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 環境省によりますと、土砂のみの撤去に関するものは公費負担になります。土砂まじりのがれきについては補助があるということで、先ほど言いました19件の方が土砂まじりのがれき、こちらがどうかの確認させていただいて、該当すれば償還のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 10番中 雅洋議員から「避難場所になるような災害公営住宅を」の件について質問願います。

中議員。

○10番（中 雅洋議員） 「避難場所になるような災害公営住宅を」の件で伺います。

昨年の集中豪雨で住家被害を受けた世帯は、まだ仮設住宅に80世帯、みなし仮設住宅に85世帯、公営住宅に86世帯が仮住まいされております。また、既に自宅修復し、在宅の世帯が1,110世帯となっております。

そうした中、生活再建策として町は災害公営住宅の建設を計画し、被災者の意向を聞きながら着々と進めているようではありますが、単純に避難者の仮住まいの合計世帯は251世帯となり、家賃、間取り、建設場所、安全性、ペットなどの同居などのいろいろな不安もあり、決断しかねているのではないかと考えられます。

その後、5月14日のまとめでは、60世帯から85世帯に災害公営住宅への入居希望者が増加しております。

そこで、大きな住家被害を受けたエリアに、本人の意向にも配慮しつつ、現在の戸

建て住宅、集合住宅の建設計画は本当に安心・安全を確保できるのでしょうか。丁寧な議論が必要であると考えております。

戸建て住宅は、川や山から離れた場所で低地帯でない場所に限定したり、集合住宅は、できればもっと強靱な5階建て以上とし、一時避難する場所に活用できるようなもの、また、20年、30年後には子育て世代が住むことも可能なような災害公営住宅を計画すべきだと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「避難場所になるような災害公営住宅を」の件についてお答えをいたします。

災害公営住宅の整備につきましては、被災者向け公営住宅等への入居期限が来年7月末までとなっていることから、昨年度より被災された方への意向調査等を行い、その建設計画を早急に進めているところでございます。

まず、安心・安全の確保についてでございますが、建設予定地として北新地地区、坂東2丁目、3丁目、横浜、小屋浦2丁目、3丁目としていましたが、いずれの箇所につきましても土砂災害特別警戒区域外であることや、前面道路が4メートル以上であることなど、建設後の安心・安全を確保するため、一定の条件を満たす土地について選定をしていたところでございます。

しかしながら、小屋浦地区につきましては、戸建てを中心とした建設計画を進めていたところでございますが、仮申し込みを行ったところ、災害公営住宅への入居を希望される方が大幅に増加したところでございます。

このため、建設予定地として御応募いただいた場所での戸数確保が困難な状況となり、その結果、町有住宅に隣接する町有地に共同住宅を建設することといたしたところでございます。

また、住宅の形式でございますが、被災者の方に早期に生活再建をしていただくためには、意向調査を踏まえた建設戸数や建設工期の観点から、共同住宅については2階・3階建てが妥当であると考えております。

さらに、災害公営住宅の空き室は、災害発生の日から3年後には通常の町営住宅として運用することから、間取りや仕様等につきましても、将来の状況を見据えた住宅となるよう計画を進めているところでございます。

今後とも、災害公営住宅の早期整備に取り組んでまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） まず、一点お聞きしますが、災害公営住宅への入居を希望される方が大幅に増加したと。当初、小屋浦地区には戸建て住宅という話で進んでおりました、意向調査ではそのほうが多いと。ただ、今回、それが変わったいうのをちょっとお聞きしたいんですが、要は人数が増えたから、戸建ての人の意向はどういうふうになったのかなと思うんですが、その辺をちょっとお聞きします。要は戸建ての人はじゃあ集合住宅へ入るよというような意向だったのか、全体が、その辺が私は戸建てがええんだというような意見もあったと思うんですが、その辺の調整はどのようになったのかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

当初、小屋浦地区におきましては、希望者が、災害公営住宅を入居希望される方が22世帯ほどいらっしゃいました。その中で一戸建てを希望された世帯が10世帯、どちらでもよいと答えられた世帯が6世帯ということで、16世帯の方が戸建てでも構わないということで希望されておられました。その関係から、当初、小屋浦地区につきましては、戸建て住宅で整備するという事としておりました。

しかし、建設用地の募集、それから5月に行いました仮申し込みにおきまして、申込者数が20から31にふえたことによりまして、建設用地における土地の形状、あるいは寸法などから、戸建て住宅を建設することが非常に難しいということで、集合住宅の3階建てを建てることで戸数の31戸を確保するということができるという見込みとなりました。

これにおきましては、新たな申し込みされた方に対して新たに御希望をとったというわけではございませんが、その方につきましては、このたびの条件が変わりますということは丁寧に御説明をいたしまして、理解を得たものというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） じゃあ、一応、そういった災害公営住宅に入られる人は、

ええぞ、了承したというふうな答弁だったと思います。分かりました。

2点目が、強靱な住宅、災害復興プランですかね、その中、見よったら、インフラの強靱化いうのも出ておるんですけど、災害公営住宅、2階・3階建て、確かに費用的にそんなあれになるんかなとは思いますが、もう少し、できれば強靱な形で、先ほど来、避難場所にもなるというような質問もいろいろありましたけど、もうちょっと思い切って、民間の力もかりながら、納期的なあれかな思いながら、5、6階建てぐらいで上へ避難できるような形、避難せえせえじゃなくて、垂直避難ですかね、その辺も進められるように、ちょっと環境整備の意味でも、こういうチャンスをうまく利用してほしいとは思ったんですが、結局、2・3階建てということで、エレベーターもつくからということみたいですけど、その辺の民間の力を活用して、ちょっともう少し大きいのを坂、横、小屋にどがいなんかないという検討はされなかったですか。ちょっとその辺をお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅の建設におきましては、まず住家戸数の把握もしかることながら、建設用地の確保にも努めてきたところでございます。

その中、その確保いたしました建設用地におきまして、該当いたします住宅戸数について計画しましたところ、今の集合住宅として3階建てができる部分が北新地、それから小屋浦ということになってございます。こういったところから、災害公営住宅の規模、あるいは大きさ的にも、そこらあたりが、北新地と小屋浦しか3階建てが建てることができないということの結論を得ております。

また、この3階建て以上の住宅を建設するに当たりましては、建物の基礎等にも大幅な変更が伴うケースもございますので、そこらあたりも、今、検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） 続いて、災害公営住宅の家賃というのがちょっと気になります。これ、例えば2LDKぐらいでどれぐらいなんかなとは思いますが、まず初めに、家賃、どういうふうに、多分、収入とか非課税世帯とかいうような形で決めていくんだらうと思うんですが、その辺の決め方、ちょっと町で判断して決めていくも

のなのか、その辺をちょっと一点お聞きしたい。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

災害公営住宅の家賃につきましては、通常の公営住宅と同様に入居者の収入、これは政令月収というものになりますけども、これと世帯数、それから住宅の規模、あるいは立地条件などによって家賃を設定して、町のほうで決めていくということにしております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中議員。

○10番（中 雅洋議員） この家賃というのは、建物そのものは国の補助で建てると。家賃収入というのは、今度は坂町に入るんでしょうね。その辺は基金にされるんか、ほかのほうに回るんか、要はできるだけ安く、3年間ですかね、できるだけ安く入っていただいて、3年過ぎたら、そこは移動せずにちょっと家賃が上がるのかな、そういうふうに捉えとっていいんでしょうか、これ、最後にお聞きします。例えば2LDKでどれぐらいか、あわせてお聞きします、検討しとるんか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

このたびの災害公営住宅につきましては、まず家賃についてでございますけども、用地の取得につきましては、まず町有地及び借地で行いますことから、用地の取得を伴いません。このため、周辺住居との本来の得られる家賃のその部分について、国のほうの家賃低廉化事業というものを導入する所存でございます。これにつきましては、10年ほど低廉化の対象となりますので、その分は少し家賃が他のもと比べて低くなるのかなというふうに考えてございます。

2点目に、2LDKの家賃についてでございますけども、これ、先ほど家賃の算定で申しましたが、収入によって少し違う部分もございますので、ひとえにちょっと言えない部分がございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 9番大田直樹議員から「「ベイサイドビーチ坂」これからの展開について」質問願います。

大田議員。

○9番（大田直樹議員） 「「ベイサイドビーチ坂」これからの展開について」の件についてお伺いいたします。

平成30年7月豪雨災害では、悲しいニュースばかりの一年であった中で、今年度は明るいニュースとなるベイサイドビーチ坂への物販施設の設計が予定されております。

県、坂町、日本ビーチ文化振興協会、財団法人みなと総合研究財団が共催し、ベイサイドビーチ坂復興シンポジウムとして、「ベイサイドビーチ坂の年間を通じた賑わいの創出」と「復興に向けたビーチスポーツの力」と題して講演がございました。町長もパネリストとして参加され、坂町が復興していく上での起爆剤になれば、本当の意味での明るいニュースとなることだと思います。

そこで、この物販施設の設計はどのような施設になるのか大綱を示してほしいと思います。町民の明るい夢の一步だと思うものですが、町当局の見解をお伺いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「ベイサイドビーチ坂これからの展開について」の件についてお答えをいたします。

坂町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、坂町に住みたくなる賑わい創出を基本目標の一つとして掲げ、その施策の中にベイサイドビーチ坂に物販等のできる拠点施設や自由通路施設の整備をすることといたしております。

ベイサイドビーチ坂の夏季の海水浴以外の利用につきましては、ビーチバレー、ビーチテニス等のビーチスポーツでの利用、釣り、ウインドサーフィン、散歩などでの利用にとどまっております。

物販等のできる拠点施設の整備により、通年でのにぎわい創出が生み出されることで、交流人口の増加、雇用の創出が見込まれ、町全体の活性化にも大きく貢献できると考えております。

御質問の、物販施設の設計はどのような施設になるのか大綱を示してほしいについてでございますが、平成28年度に開催したワークショップの意見では、町民や町外からの来訪者が飲食やレクリエーションなどを楽しめる施設を期待されています。

飲食施設につきましては、瀬戸内の多島美を前面にしたロケーションを生かし、坂町の特産品であるカキなどの海産物を提供でき、海を眺めながらバーベキューをする

ことも可能な設備を有する施設を検討しております。

また、地場の野菜や海産物を取りそろえ、来訪者が坂町及び周辺の産品を購入することができる物販施設もあわせて検討しております。

さらに、水尻地区の避難場所を兼ねる施設にするとともに、背後には水尻ベイサイド遊歩道や天狗岩遊歩道もあることから、海や山といった豊かな自然環境を生かした施設になればと考えております。

ベイサイドビーチ坂は県が管理する施設のため、今後、施設の規模、場所など具体的に国、県と協議を進めるとともに、建設手法及び運営方法など検討してまいります。

町といたしましては、着実な施設整備に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えており、坂町の持つすばらしい地域資源を活用し、町が元気になるまちづくりにつなげていきたいと考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 大変喜ばしいことだと思います。そして、この前、南区のほうのホテルでシンポジウムがございました。そこで、町長、答弁、質問した中にも、パネリストというふうなことで、私も聞きに行かせていただきました。そして、にぎわい創出ということで意見がいろいろございましたけど、ここに答弁なされたように、何かイベントが中心でございまして、根本的に違うんじゃないかなというふうに感じております。というのは、去年はああいったことで開かれることはございませんでしたけど、おとし、遊びに来られている若者たちが早く帰るんで、何で早く帰るんかといったら、おじさん、暑うておられないというふうなことで、やはり前にも、私、申したことがあるんですけど、それでイベントでにぎわいを創出するのも大切でございしますが、根本的にそこに影をこしらえることを考えて、年間を通した利用ができるようにというのは、広島市を例にとりますと、昔、荒木市長いう方がいらっしゃいました。みんなは悪口で植木市長、植木市長いうふうにおっしゃって、植木を百メートルに植えて、今ではすごい影ができて、その下でいろんなイベントをなさって、集客が随分ございます。

先日はとうかさという広島祭りがございまして、私も久しぶりに孫という材料があったものですから、1人では行けないので、行くかいうてから行って、暑いのもんじゃないです。しかし、一步木の下へ入りますと、物すごく涼しいんですね。そ

のように人工でつくったテントとかかさでの影よりも、そういった自然の影というのは大変涼しいものです。そういうふうなものを何か所かにちょっと植えてみて、今、植わっておる木がありまして、その下が入れるような状態でなかったものですから、去年、おとしは下の枝のほうを払って、下へ入れるようにしてみたらどうかというふうな提案したら、早速、やっていただいて、その木を増やして、そしてにぎわい創出の一端とするような、一遍に何十本も植えるんでなくて、まず何本か植えてみると。そういうふうな試行錯誤するお気持ちはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 車地企画財政課長。

○企画財政課長（車地孝幸君） お答えいたします。

まず、議員さんおっしゃられたイベントでのにぎわい創出ということなんですけども、今は施設がないので、どうしてもにぎわい創出のためには単発なイベントのふうになってございます。

今、町長の答弁にありましたように、そういった拠点的な施設ができれば、そういったことに、その施設を目指してくるような方がいらっしゃれば、にぎわい創出につながるのではないかと思います。

また、樹木を植えて、自然的な影をつくれれば人が集まるということでございますけれども、以前からワークショップの中でも影が少ないということで、それでまた県のほうも、今、人工的なものですが、それ以後、パーゴラを整備されているような経緯もございます。

人工的なものではなくて自然的なものということだったので、そのような、これからまた、県といろいろ協議する場もあろうかと思いますけども、そのような、議員さんのような意見が、樹木を植えて日陰をつくる、そのような意見があったことは、県のほうにそのような意見があったということは申し伝えたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） るる答弁していただきましたけど、聞きたいのは最後の答弁だけで本当はよかったんですけど、いろいろ蛇足的なことを言っていたんですけど、しつこいいうふうに言われるかもしれんですけど、私は人工海浜がオープンする前から携わっておりまして、県の方が来られたりしたときにも、こういった植木でなくて、もっと影ができるあれを植えてはどうかというふうなことを進言したことを思い

出します。そしたら、ここは海のほうで、枯れませんかねとか、道路挟んですぐあれでは、海水がかかっても、少々のあれでは枯れないような木もございます。そして、今、敷地内にも、私が申したように木はあって、枯れてはいないんです。そして、また広島市のことを申しますけど、あのクスノキに至っては、しっかり中央街路としてのあれで、その下でアスファルトが浮いてくるかいうたら、そこまでもないわけですね、皆さん、行ってみてから。ですが、人工海浜の中の駐車場のグリーンの部分がありますね。そこらへちょっと植えてみていただいているのを、課長も県の方と検討に入るということですので、ぜひそうしていただきたいと思います。

そして次に、この前の南区のパネリストの中で、おもしろいイベントをちょっと言っておられる方がいましたね。地びき網はどうなんじゃろうみたいなことをおっしゃって、自分で答えも出しておられましたね。坂で地びき網やってもおれはせんよみたいなことを言ったら、由宇町の方が、いやいや、由宇町でも最初はそうなんじゃないか思ってやったけど、意外や意外、おったんですというふうな答弁があったと思います。それで、坂町でもぜひそういったのを、野球でよく言われるのが、立ったままの三振なら誰でもすら。振っての三振ならみんな納得するんですね。ですから、やってみて、魚がおらんでもいいじゃないですか。そういったせっかくのイベントができるような人工海浜を坂町は持つとるわけですよ。熊野町でやりたいといってもできない。海田町がやりたいといってもできない。やっぱりそういったものを持ち合わせとる坂町だからこそ、そういったのができるんじゃないんか思うんですが、この件に関して町長に直接がいいのか、やはり答弁できる方でよろしくお願いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先週、南区のホテルで確かにございました。その中でいろいろな討論もさせていただいたわけでございます。

いずれにしましても、このベイサイドビーチ坂につきましては県の施設でございますけれども、地元坂町としても、年間を通じたにぎわいをつくっていき、なおかつ、坂町のシンボルとなるような施設にしていきたいというふうな思いで、今、いろいろと計画を立てておるところでございます。

いろいろ高い樹木を植えて影をつくったらどうか、これも確かにいいことだと思いますし、また、地びき網も、それはできないことはないかも分かりませんが、こういうことにつきましては、県ともしっかり協議をしながら、地元漁協との各連携もござ

います。そこらもしっかりやっついていかないと、なかなかまた摩擦が起きることになっていけませんので、そういうことも考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても、ワークショップからもいただきました提言等も踏まえながら、町内外、県内外の多くの方々に活用していただけるような施設にしていきたいというふうな思いで思っておるところでございます。

現状ではそれ以上のことは、坂町で単独で決められることなら申し上げることができんですけど、まだまだ今から協議をして、深掘りをしていかなければならないというようなこともございますので、そういうところでお許しを願いたいと思いますけれども、ちょっと大きな風呂敷をあけるとしたならば、やはり瀬戸内海版のいわゆる湘南の海岸とか、あるいは江の島の海岸とか、そういうふうなビーチとか、そういうような形になるように、また議会の皆様ともしっかり手段を組みながら、また関連しております団体等ともどもしっかり協議するのも含んでいきながら、この実現のためにこれから鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 町長は大風呂敷言われましたけど、それは大いに結構。夢は大きければ大きいほどいいです。そして、それをいかに実現していくか、そのまず一歩が大事だと思います。湘南どころか、ワイキキとか、ハワイへ行きましたら、ワイキキビーチから道路を一本挟んで中へ入りますと、インターナショナルマーケットプレイスというのがありまして、それなんかも、私が行ったのは50年ぐらい前なんですけど、それから40年ぐらいたってから、一旦、リニューアルしてというのは、そこはもうジャングルみたいになっとなって、その中へ店が随分あって、そしてツリーハウスみたいな、大きいですから、木の上へ店があったりとか、そういうふうなのをぜひ本当は見てほしくて、水尻の海岸へ木を植えて、大きくなったら、その上へツリーハウスぐらいしてから、人が来てくれるようなことを、町長の大風呂敷より、私らまだ大風呂敷ですから、そういうふうなのを願っとるわけですよ。

そこへ、ですからどんどん来てもらって、JRを使って来てもらいたいんですけど、JRと人工海浜をつなぐ陸橋、来年度からたしかかかるんじゃないんかいうふうな、まだ場所とかそういったのが決まってないのか、もう決まっとるのか、まず大きさやなんかは十分に、歩道ですから、どっかの花火で通れんようになってみたい事故も

あつたりした経緯もありますけど、ぜひ大きいあれをつくっていただくように、町としてから進言してほしいと思うわけです。というのは、同じつくるんなら広くつくつとかなくちゃ、厳しいことを言うと、坂の長橋みたいな、どうせならみたいな部分がありましたから、ですからそこらあたりは来年度からかかるということで、どのぐらいのものが、大きいのをつくりますというアバウトでなくて、どういうふうにそこらあたりは考えておられますか、お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

J R水尻駅におきます歩道橋につきましては、本年度、周辺の用地境界、あるいは用地の買収を行うというふうに県のほうから伺ってございます。来年度に入りまして、J Rとの協定などを行うというふうに伺っているところでございます。

歩道橋のサイズといいますか、大きさについてでございますけども、現在、県のほうからお聞きしているのは、そこまではっきりとした寸法をちょっと私も、済みません、覚えておりませんが、大きいものではなかったような感じがいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 大田議員。

○9番（大田直樹議員） 最後のあれですけど、最後、今、答弁いただいて、聞いておるところによると、そんなに大きいものではないというふうなあれで、ですから、そういう、最初に私が申し上げたように、想定外とかいうふうなことが、後から起こって、広うしときゃよかったでなくて、やはり近隣にないような人工海浜ですので、多くの方に来ていただいたり、それがあることによって、いろんなそういった花火をやったりとか、イベントもできる可能性もできてくるんじゃないかと思うわけです。それをやるときに、やはりしもうたのうじゃいけないから、今の段階でそういうふうな大きいものをつくっていただくように進言していただきたいというふうなことを私は申しておるんであって、向こうからそういうふうな大きいものでないというふうな答弁が来て、ああそうですかで引き下がるんでなく、ぜひとも必要性を説いていただいて、大きいものをつくっておいていただきたいと思うわけでございます。そこをよろしくお願いします。答弁お願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） 先ほど来より議員のほうから多くの方が乗れるような

ということを伺っております。私のほうといたしましても、町といたしましても、そこらあたりのことを踏まえて、しっかりと必要量に適應できる歩道橋になるように県のほうに御要望してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番主枝幸子議員から「豪雨災害に関する危険箇所（急傾斜）等の復旧」について質問願います。

主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 「豪雨災害に関する危険箇所（急傾斜）等の復旧」についてお伺いします。

昨年の西日本豪雨災害による砂防ダム、河川等については、国、県による整備計画が進められておりますが、住宅地域の危険箇所（急傾斜）についての整備状況の対策がいまだ見えません。

今後、どのような計画をもって進められるのか、特に小屋浦地域においては、要望された場所も含め、再度、危険箇所の調査検証を実施していただき、住民からの要望を受けることで動くのではなく、行政としての前向きな行動が信頼につながる安全・安心な地域づくりが必要と考えます。

町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「豪雨災害に関する危険箇所（急傾斜）等の復旧」についてお答えをいたします。

昨年7月豪雨による緊急的な急傾斜地崩壊対策事業につきましては、県が施工する事業が4カ所、町が施工する事業が2カ所であり、設計等準備が整った箇所から順次工事発注を行い、県においては5月末時点で3カ所において工事発注を行い、そのうち2件について工事説明会を実施したところでございます。

一方、町が施工する事業につきましては、現在、設計等を実施中であり、8月までに工事を発注をし、本年度2月には工事完成させることといたしております。

また、小屋浦地区における危険箇所の調査検証についてでございますが、本年3月末までに県が実施した土砂災害防止法に基づく基礎調査において、7月豪雨災害の発生を踏まえた急傾斜地の崩壊するおそれがある地域等が示され、5月末に小屋浦地区において地域指定に関する説明会が開催されたところでございます。

今後はこの調査結果や住民の皆様の御意見を伺った上で、優先順位の高い箇所から県への要望、あるいは町での施工について進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県や地域の皆様と協力し、災害に強いまち・ひとづくりに努めてまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 小屋浦地区においては、既に土地所有者により土地に関する承諾を多くの方から得ている状況です。そこで、今後、急傾斜地事業を緊急に実施していただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

急傾斜事業を実施するに当たりましては、斜面の高さ、勾配、被害想定区域内に含まれます人家戸数など、事業の採択基準についての確認を行う必要がございます。

また、現在、7月豪雨により家屋などが被災した箇所など、緊急的に対応が必要な箇所から、順次、事業を実施しているところでございます。その上で町内の優先順位など、今後、勘案いたしまして、事業化が可能な箇所から事業のほうを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 住みなれた地域に住み続けたいために自宅を補修されておりますが、台風シーズンにかかり、大雨が降るたびに、裏山からの土砂災害の不安におびえながら暮らすこととなります。この不安を取り除くにはどうしたらよいかとお考えでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

砂防ダムの建設や天地川における護岸などの被災箇所につきましては、ワイヤーネットや大型土のうによる応急対策を完了させ、出水期間中である河川内の工事を除きまして、現在、工事発注に向けた準備、あるいは設計などを進めているところでございます。

また、砂防ダムや災害復旧工事などにつきましては、おおむね本年度内の完成を目

途に進めているというふうに伺っているところでもございます。

このため、町では本年度の梅雨時期につきましては、避難情報など一段階下げて暫定雨量などを行うこととしておりまして、住民の皆様には早い段階での避難を呼びかけているところでございます。

今後とも、砂防ダムや災害復旧工事を一日でも早く完成させることができるよう取り組んでまいりますので、御理解と御協力のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 地域では全壊の方が同じ場所での住宅再建を行うに当たって、急傾斜地対策工事等のスケジュールが分かれば、再建計画についても考えやすいとの声を聞いております。

このため、町においては、事業等に関するスケジュール等をぜひ明確にしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

国、県が行う砂防ダムの建設などの緊急事業や、町が行います災害復旧事業につきましては、町政懇談会や広報さか6月号を通じまして、住民の皆様には事業予定などについてお知らせを行っているところでございます。

一方で、住民の皆様からは、町に要望したことに対する町からの回答や途中経過について知りたいという御意見のほうも伺っているところでございます。

このため、今後とも、国や県とも連携いたしまして、工事の進捗状況などにつきましては、きめ細やかに住民の皆様にお示しできるように努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 先ほど、事業に当たっては優先順位を決めてとおっしゃいましたが、県に要望を行うための優先順位はどのように決められるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

事業の優先順位の考え方についてでございますけれども、例えば、急傾斜事業を実施するに当たりましては、斜面の状況、これは崩壊している状況、あるいは、今後、次

の崩壊が予見される状況、あるいは斜面高さから設定される被害の想定区域内におけます人家戸数や、その中の公共施設の有無、事業熟度などについて勘案いたしまして、県への要望、あるいは町のほうで行います事業の優先順位の決定を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 主枝議員。

○4番（主枝幸子議員） 坂町内で危険箇所が多い中で、青いシートで覆われているところが一刻も早く取り除かれることを県と町で連携しながら速やかに進めていただき、想定外だったということがないように対策を講じていただきたいと思います。最後に答弁よろしくをお願いします。

○議長（川本英輔議員） 本家産業建設課長。

○産業建設課長（本家正博君） お答えいたします。

町内の崩壊箇所におけます対策についての御質問だと思います。

これにつきましては、民地の中の崩壊について行いますので、このあたりは県、あるいは町で連携して土地の所有者なりを調べて、現在、県の施設におけるものについては、県のほうにその被害の防止についての要望を行っているところでございます。

また、町の担当分につきましても、人家戸数などから町の担当分となってくるところもございますけども、ここにつきましても、なるべく速やかに事業なり対策が行われるよう検討を進めているところでございます。

このように県とも連携して、ブルーシートのある箇所についても、今後、順次対応等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 11番中川ゆかり議員から「町内各小学校登下校時の見守り充実を」について質問願います。

中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 「町内各小学校登下校時の見守りの充実を」の件についてお伺いします。

坂町には、坂・横浜・小屋浦の小学校があります。個々での登下校や集団登下校など、登下校の方法に違いはあるようですが、いずれにしましても、各小学校ともに通学路に国道31号や交通量の多い道路など危険を伴う箇所があります。

現在、地域性はあるようですが、そのような危険な箇所に対しては、先生やボランティア、民生・児童委員などが見守りを行っておられます。

日ごろ、見守りを行いながら子供たちに声かけをされている姿は頭が下がり、深く感謝をしております。

しかし、平成ヶ浜から国道31号の横断歩道は、歩行者用信号が青にもかかわらず、坂本郷から国道に左折してくる車を見守り員が走り回ってとめ、児童を通行させているような危険な箇所もあり、そのようなところは見守りを増員するなどの対応が必要であると考えますが、関係機関は対応の検討をされているのでしょうか。

坂町には坂町交通安全協会がありますが、役割や活動状況は。

坂町の将来を担う子供たちの安全・安心な登下校の見守りについて、町当局の考えを伺います。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 「町内各小学校登下校時の見守りの充実を」についてお答えいたします。

児童が巻き込まれる登下校中の痛ましい交通事故が全国的にも相次いで発生したことから、平成26年に坂町通学路交通安全プログラムを作成するとともに、毎年、坂町交通安全対策協議会が開催されております。

本協議会では関係機関等との連携強化を図り、交通安全実施結果の報告や計画、登下校時の安全を確保する対策等について協議しているところでございます。

また、各学校では、毎年、交通安全教室を実施し、児童みずからも危険から命を守る行動をとるとともに、他者の命を守るための実践的な指導を関係機関等の協力を得ながら取り組みの充実を図っているところでございます。

議員御指摘の危険箇所付近におきましては、地域ボランティアや坂町交通安全指導員、警察学校の学生ボランティアによる御支援をいただいております。また、各学校におきましては教職員及び保護者が連携し、計画的に児童の登下校の指導や見守りを行っているところでございます。

次に、坂町交通安全協会の役割や活動状況につきましてでございますが、現在、坂町交通安全指導員は12名、毎週月曜日、坂地区、横浜地区、小屋浦地区の各区域で学校の登下校の見守りや一般歩行者及び運転者の正しい交通安全指導等で御協力いただいているところでございます。

引き続き、坂町、坂町教育委員会及び学校、家庭、地域、関係機関等が一丸となつて見守り活動を含めた多面的で総合的な安全対策を図り、子供の生命を守る取り組みを推進してまいります。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） 5月の初旬には、大津市の横断歩道で信号待ちの保育園児の列に車が突っ込む事故があり、下旬には、皆様の記憶にも新しいと思いますが、川崎市でスクールバス停の列の子供たちに刃物で切りつけ、多くの子供が被害に遭い、見守りの親御さんも犠牲になられたという悲惨な事故が相次いで発生しております。二度とこのような事故や事件が起きないことを祈るのみです。

坂町での見守りの現状を私なりに視察しましたところ、ボランティア活動での登下校の見守りを長きにわたり行ってくださり、その活動の中で、子供たちに対する愛情あふれた行動に、地域の子供たちの安全を見守ってくれてありがとうございますと、本当に頭の下がる思いでした。

もちろん、見守りがいるからといって事故が起これないとか、防げるとかというわけではありません。ある意味、抑止力になるのではないのでしょうか。何より、地域で子供たちを見守り育てることの重要な役割を果たされているのではないのでしょうか。

現在、見守りを行っておられる方々の着衣や、車を停止させ、子供たちを誘導する用具は統一性がなく、それぞれの団体の着衣や私服など、好みもあるでしょうが、車両に停止を有効に促すような用具の提供を考えてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） お答えします。

登下校の子供の見守りにつきましては、ボランティア団体を初め、交通安全協会の方々、児童・民生委員さんとかさまざまな方に御協力いただいております。

また、その団体につきましては、それぞれがユニフォームじゃないですけど、ジャンパー的なものを持っておりまして、全部が一色でない、それぞれの格好で誘導、見守りいただいております。

それと、またその団体に応じて、今度、車両とかとめるそういった横断旗とか誘導灯とかをお持ちでございます。ここら、何がこれからそういったもので子供たちの安

全を守るために有効なのかを、近々、坂町交通安全協会を開催いたしますので、その中で協議してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） しっかり協議して提供をお願いいたしたいと思います。

次に、現在、町内の小学校の集団登下校の実施状況は各学校によって異なりますが、見守りをする立場であれば、集団登下校をしたほうが子供を把握しやすいのではないかと思います。

また、子供たちの連帯感が生まれるのではないかと考えますが、集団登下校についてどのような考え方で判断をされているのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 新谷学校教育課長。

○学校教育課長（新谷裕美子君） 集団登下校についての考え方ということなんですけれども、集団登下校、集団の安全を確保するためには、集団登下校はとても有効なものであると考えておりますが、反面、大事故が起こるといようなことも考えられるといような、そういう二面的なものがあると思っております。

学校においては、通学路の道路状況とか交通状況を勘案し、集団登校をする学校と個別で対応する学校という現状がありますけれども、どちらもメリット、デメリットがあるといところを踏まえての、今現在の通学の状況でございます。

主なメリットといたしましては、先ほど議員さんのほうもおっしゃられました連帯感とかいこともありますが、確かに迷子になりにくいとか、新しく来られた子供が地域の方になじめるとかいところもありますが、デメリットといたしましては、待っている時間で長くなるとか、あと待ち合わせの場所が要るとかいったこともありますので、いろんな状況を勘案し、また、学校に合った方法で今後も通学の安全のほうを確保していきたいと思っておりますので、御理解のほうをよろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ、もう一度、各学校でお考え願いたいと思っております。私自身は集団登下校がいいなというふうに考えておりますので、また協議のほうをよろしく願います。

次に、私が登下校の確認をした中で、車両が多く危険性があると感じたのは、国道

31号を横断する箇所でした。

小屋浦地区は町有住宅前の国道31号にかかる横断歩道ですが、ここには、30年間、見守りボランティア活動をされている方を含め、通常2名が横断歩道の両側で連携を組んで子供たちの安全・安心な登下校の見守りをされてきました。

植田地区は国道31号に歩道橋が整備されているために、植田踏切に坂町交通指導員や見守りボランティアなどが曜日を変えて地域の子供たちを安全・安心に見守られています。

国道31号ではありませんが、横浜中央の地蔵土手線、横浜若竹こども園前では、通常でも車両が多い上に、登下校時と通園の送迎が重なり心配なところなのですが、17年間、見守り活動を行っている方に園児・学童は安心・安全をいただいております。

坂地区では国道31号にかかる箇所は役場前の横断歩道と北新地フジグラン前の横断歩道です。役場前は海田警察管轄の安芸地区交通安全指導員に加え、学校の管理職の先生が交通指導を毎日のようにされている場所で、質問で発言させていただいた箇所です。ほかの地域同様にてきぱきと交通整理を行い、誘導を行っておられました。

国道31号を横断する各箇所については、見守り活動だけでなく、交通整理を伴い、長年の経験や専門性が必要だと思いました。

6月4日の中国新聞に、登下校時の警戒を強化、県警本部長指示とあり、その内容に、通学路の巡回強化と自治体やボランティア団体と連携した危険箇所の点検など徹底するよう求めたとありました。

見守りはあくまでもボランティアで強制ではありませんが、坂地区の2カ所に、答弁に活動内容はありましたが、坂町には坂町交通安全協会があり、坂町の特別職である坂町交通安全指導員がおられます。坂町の将来を担う子供たちの安全・安心のために、危険箇所には複数で見守り活動等を行っていただけるよう、配置の変更を考えていただけないでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 窪野環境防災課長。

○環境防災課長（窪野 稔君） 坂町交通安全指導員につきましては、坂地区、横浜地区でこれまで立ち位置といたしましょうか、見守っている場所がちょっと固定はしております。ですけど、こういった意見をお聞きしまして、交通安全協会の会議の中でちょっと立ち位置の変更はできないかどうか、またそこも協議させていただきます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○11番（中川ゆかり議員） ぜひ協議をお願いしたいと思います。

本定例会において、議事日程第9、議案第30号、一般会計補正予算で可決されました浜田中洲線、大曲2号線、本手12号線、久保田川線の道路改良事業は、通学路の歩道が拡幅されるということで、安全な通学路になることを大変うれしく思っております。

しかし、これから復旧・復興事業のための工事車両が動き出すと、さらに登下校時の見守りが必要となるのではないのでしょうか。

最後に、教育長に伺います。

教育委員会と地域、環境防災課管轄である交通安全協会が連携し、見守りの体制をさらに充実させ、子供たちが交通事故に巻き込まれることなく、安全・安心した登下校にするために、どのように取り組んでいかれるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 太田教育長。

○教育長（太田耕樹君） 現在も子供たちの登下校の安全確保につきましては、本当に子供は地域社会の宝という観点で、非常に多岐にわたって御支援いただいているところでございます。

しかしながら、議員さんの質問の中にもありましたけども、近年、子供を巻き込む事件であるとか事故が大きな社会問題になっているというところでございます。交通事故の状況を見ましても、本当に今まで行っていた交通安全教室と申しますか、交通安全教育では対応できないような事故も発生しており、想像を超えるような事故が発生しているというような状況も全国的に見ましてもございます。

これらのことから、やはり従来に増してさらに充実した交通安全教育というものが、子供たちの日々の生活の中で事あるごとに指導が必要だというふうに思いますし、あるいは年間を通してのそういった交通安全教室、教育の充実、推進というものが必要であろうかというふうに思っております。

また、答弁のほうで申し上げましたけども、引き続き、坂町、そして坂町教育委員会、学校、家庭、地域、関係機関等が連携を密にしまして、見守り活動を含めた交通量の規制、今、復旧に向けて工事車両もたくさん入っております。そういった交通量、あるいは運転者のマナーであるとか道路環境など、それぞれが共通認識を持ちながら、

安全対策をそれぞれの役割をもって、効果的かつ効率的に推進していくことが大変重要ではないかというふうに考えております。

今後も子供たちの登下校におけるより一層の充実に努めてまいりますので、御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時半とさせていただきます。

（休憩 午後 2時17分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 日程第2 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置について」を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

光岡議員。

○3番（光岡美里議員） 発議第3号「総合計画調査特別委員会の設置について」説明します。

本特別委員会は、坂町議会委員会条例第5条の規定に基づき、社会経済情勢等により、新たに生じる行政課題に適切に対応するために、令和元年度議員研修及び市町村議会との議員交流会を実施することを目的として設置するものです。

なお、委員の定数は12人とします。

以上で、説明を終わります。

○議長（川本英輔議員） 本案の提出者は議員全員です。

質疑、討論を省略し、直ちに発議第3号を採決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 本案は原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

発議第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま設置された総合計画調査特別委員会の委員定数は12人です。

坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、全議員12人を委員に指名します。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

全議員12人を委員に選任することに決定しました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時31分）

（再開 午後 2時32分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に光岡美里議員、副委員長に中 雅洋議員が選任されました。光岡議員、中議員、よろしく願いいたします。

先ほど、総合計画調査特別委員会から、坂町議会会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを追加日程第1として議題とします。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、調査終了まで閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

お諮りします。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを追加日程第2として議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2 議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を議題にします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第33号「坂町固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」御説明を申し上げます。

この議案は、現在、坂町固定資産評価審査委員会委員である三登俱法氏の任期が、来る令和元年9月6日をもって任期満了となります。

三登氏には、平成22年9月から坂町固定資産評価審査委員会委員として御尽力をいただいております。同氏の豊富な知識と経験を引き続き生かしていただきたいと考えております。

議会の皆様方に御同意をいただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(川本英輔議員) お諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) これより、議案第33号を採決します。

本案はこれに同意することに、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（川本英輔議員） 挙手全員です。

議案第33号は同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

最後に、町長から発言を求められております。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 令和元年第6回坂町議会定例会が閉会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会にお願いをいたしました案件につきましては、いずれも原案のとおり御決定をいただきまして厚くお礼を申し上げます。

なお、皆様より賜りました御意見につきましては、これを今後十分に検討をいたしまして、町政の施行に反映をさせていただきたいと考えております。

広島県も梅雨入り間近でございます。蒸し暑い日が続きますが、皆様方には御自愛をくださいますとともに、なお一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川本英輔議員） これにて、令和元年第6回坂町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（西谷信樹君） 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長（西谷信樹君） 互礼。

(閉会 午後2時37分)